

第 5 期合志市障がい福祉計画

第 1 期合志市障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も
共に生き、ささえあうまち こうし

平成 3 0 年 3 月

合 志 市

計画期間
平成 30~33 年度

合志市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切に、『障がいがある人もない人も、共に生き、ささえあうまち こうし』という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人、医学用語

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	2
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の対象者	4
6. 計画の期間	5
7. 計画の進行管理	5
第2章 障がい者数等の現況	7
1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況	7
2. 住まいや日常生活	12
3. サービスや事業に対するニーズ	19
第3章 平成32年度の数値目標	27
1. 施設入所者の地域生活への移行	27
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
3. 地域生活拠点等の整備	28
4. 福祉施設から一般就労への移行等	29
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	30
第4章 障害福祉サービスの必要量見込み	31
1. 訪問系サービスの見込み量	31
2. 日中活動系サービスの見込み量	35
3. 居住系サービスの見込み量	45
4. 相談支援の見込み量	48
5. 障がい児通所支援の見込み量	51
6. 障がい児相談支援の見込み量	56
7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	57
第5章 地域生活支援事業等の必要量見込み	58
第6章 サービス見込み量等の確保のための方策	63

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第5期合志市障がい福祉計画（以下、「本計画」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づくとともに、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障がいのある方の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障がい児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正、以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある方の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

2. 計画の基本理念

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法並びに熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「第3期合志市障がい者計画」に掲げる「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」という基本理念を共有します。

**障がいのある人もない人も
共に生き、ささえあうまち こうし**

また、「第3期合志市障がい者計画」に掲げる2つのまちづくり目標（障害者基本法第3条、同第4条に規定）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- 障がいのある人みんなに対して分かりやすい表現を使います。
- 障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにします。
- 障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法（点字、手話、要約筆記、筆談）で、そのための情報を手に入れたり、使ったりできるようにします。

まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- 障がいのある人が日常生活を送るうえで障壁となる事務や慣行がある場合は、その社会的障壁をなくすための合理的な配慮をします。
- 差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい人に手に入るようにします。

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障
- ②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進
- ③福祉施設から一般就労への移行等を推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実
- ②地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③障がい者自立支援協議会※における連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備

※「障がい者自立支援協議会」…関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①国の基本指針及び子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築

4. 計画の位置づけ

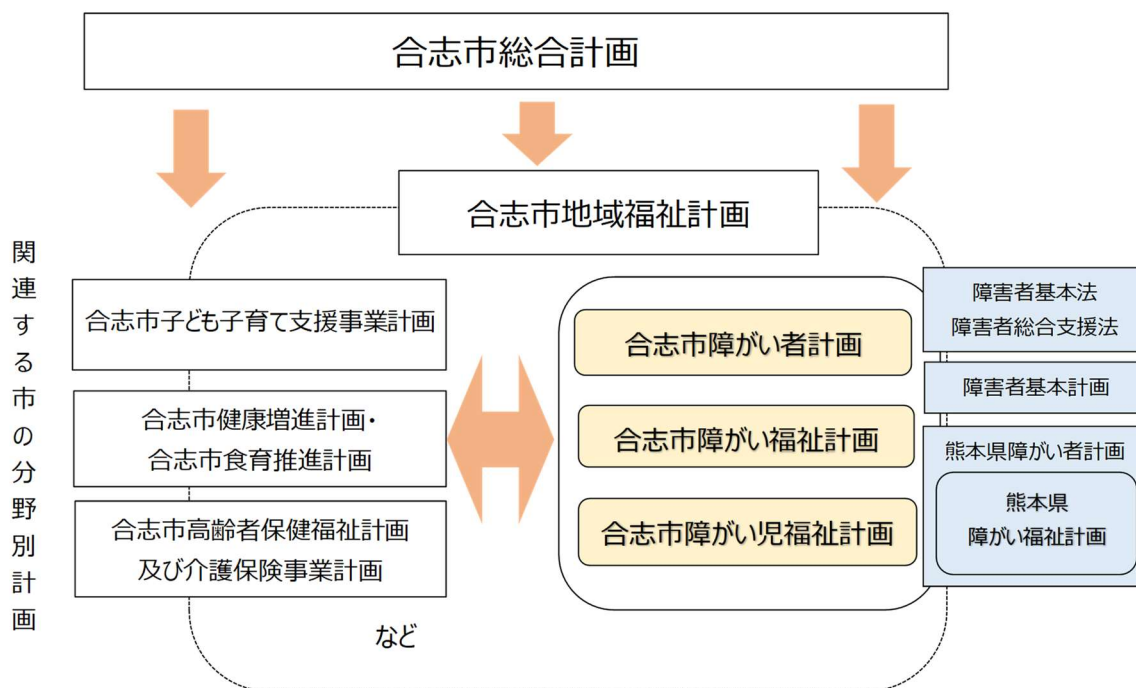
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「合志市総合計画」及び「合志市障がい者計画」をはじめ、「合志市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、菊池圏域（構成市町は合志市、菊池市、菊陽町、大津町）の数値目標として、熊本県障がい福祉計画に反映されます。



5. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、以下の方々です。

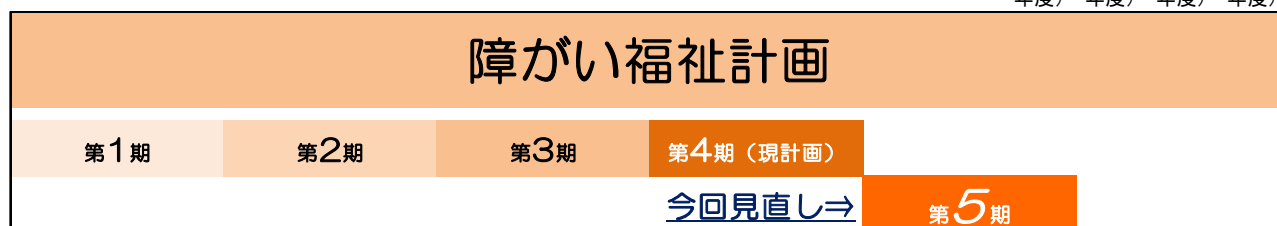
- 障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

6. 計画期間

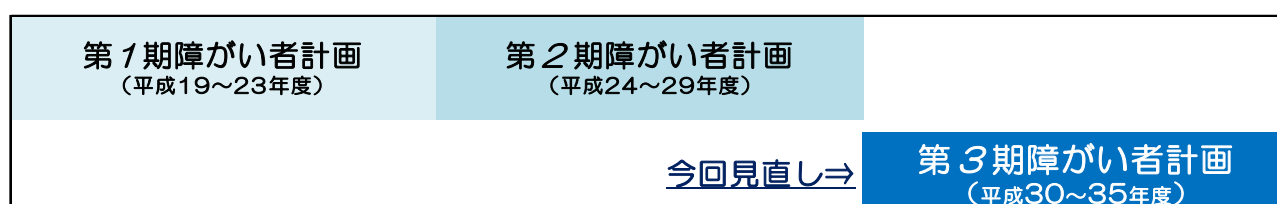
本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間です。

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
														(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)



障がい児福祉計画

新規⇒ 第1期



7. 計画の進行管理

(PDCAサイクルによる計画の見直し)

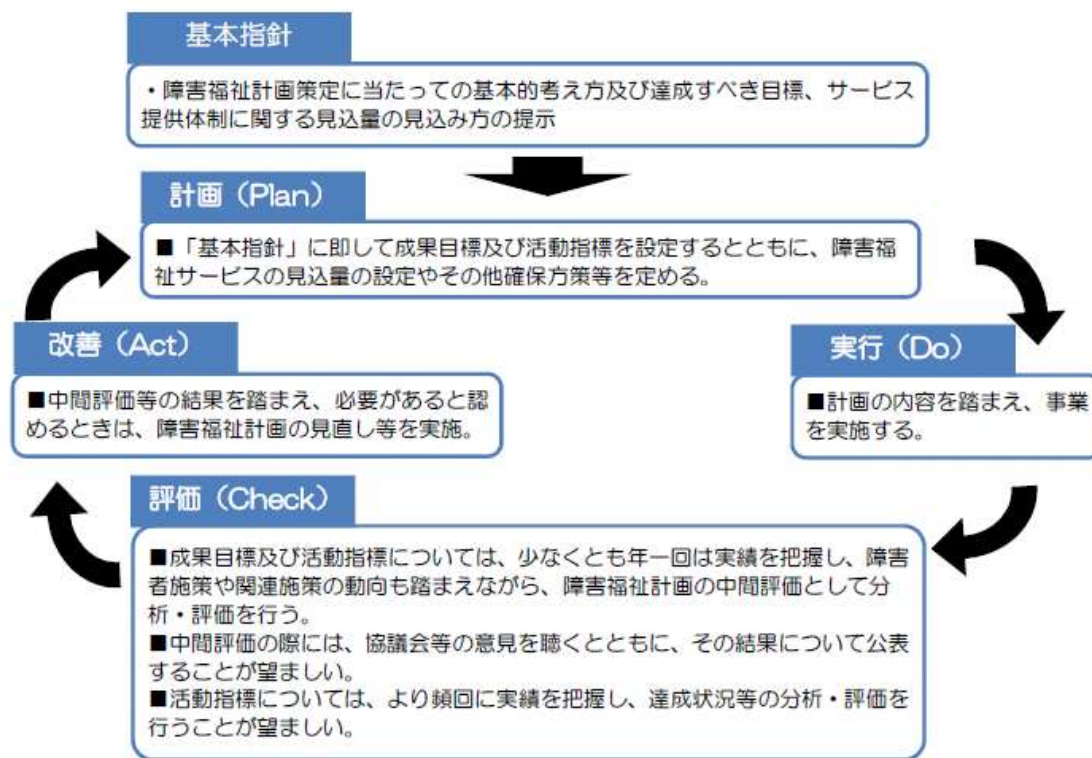
計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル※により計画の進行管理を行うこととしています。

このPDCAサイクルに沿って本市では、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

※PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

第2章 障がい者数等の現況

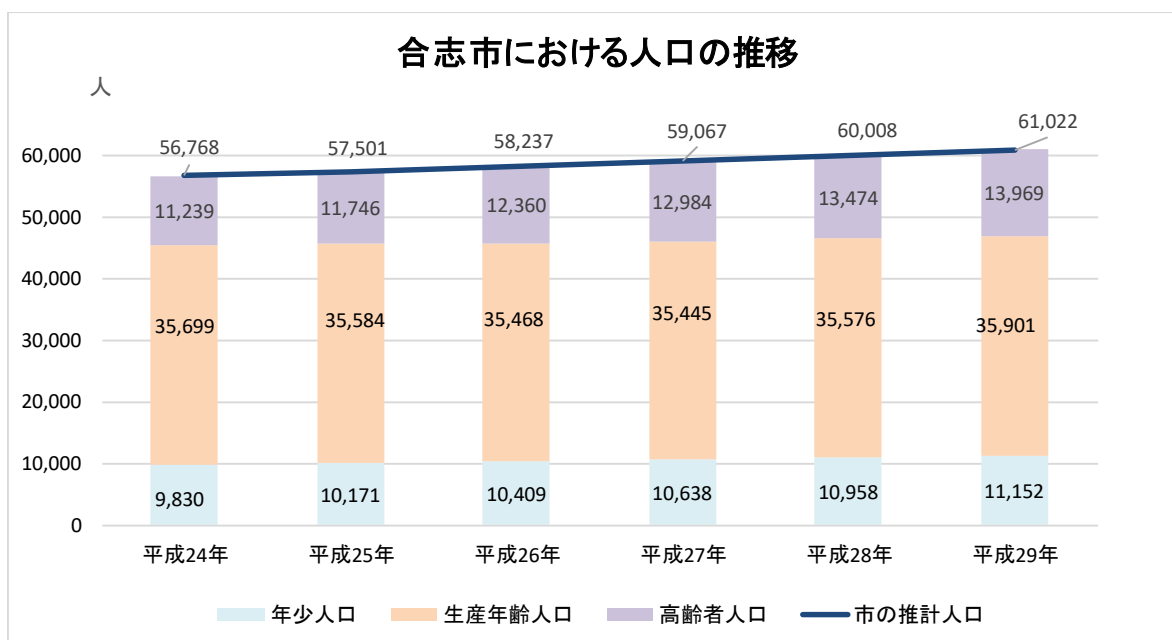
計画策定のために実施した福祉に関するアンケート調査、統計資料に基づいて、合志市の障がい福祉の現状と課題をまとめました。

※グラフ中の「n=1,076」等の「n」は回答者数を示しています。

1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

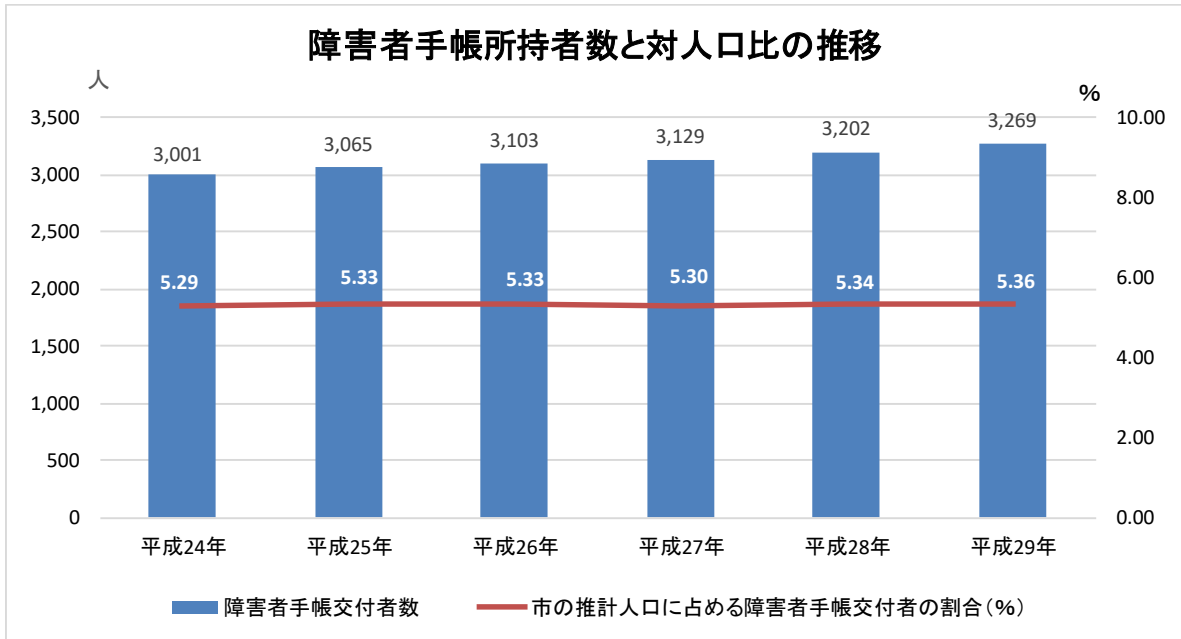
15歳以上65歳未満の生産年齢人口は横ばい傾向ですが、15歳未満の年少人口、65歳以上の高齢者人口、総人口のいずれも増加傾向となっています。



各年3月31日現在

(2) 障がい者手帳所持者数と対人口比の推移

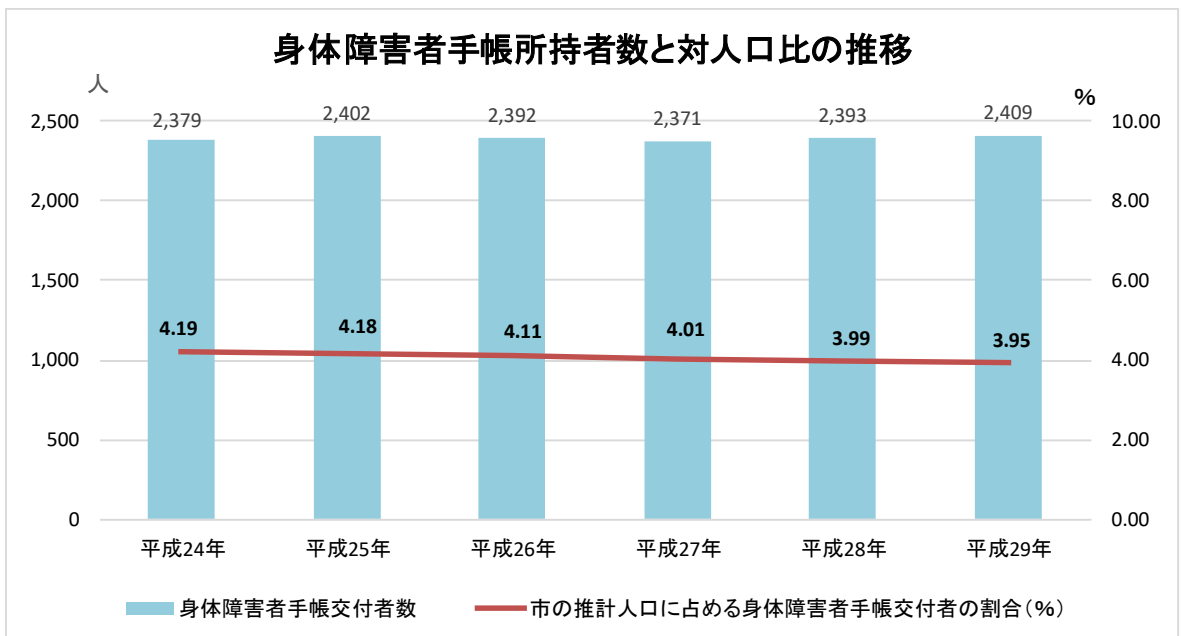
障がい者手帳所持者数は平成24年3月末の3,001人から平成29年3月末は3,269人と261人増加していますが、市の総人口に対する割合は5.3%前後で推移しています。



各年3月31日現在

(3) 身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移

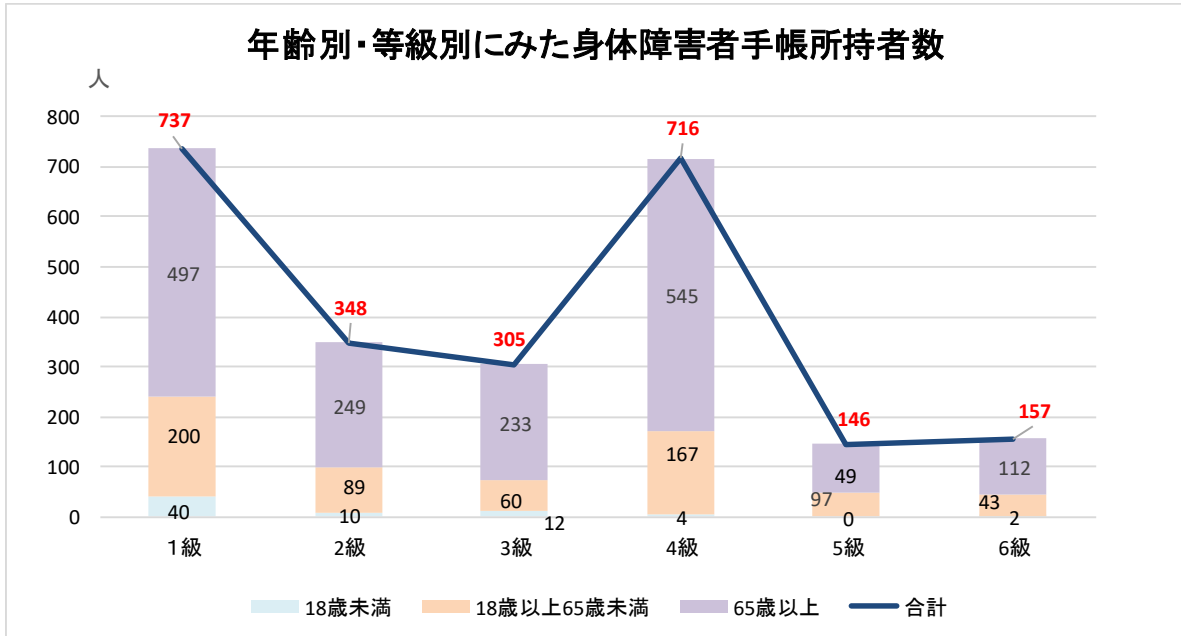
身体障害者手帳所持者数は平成24年3月末の2,379人から平成29年3月末は2,409人と30人増加していますが、市の総人口に対する割合は低下傾向にあります。



各年3月31日現在

(4) 年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数

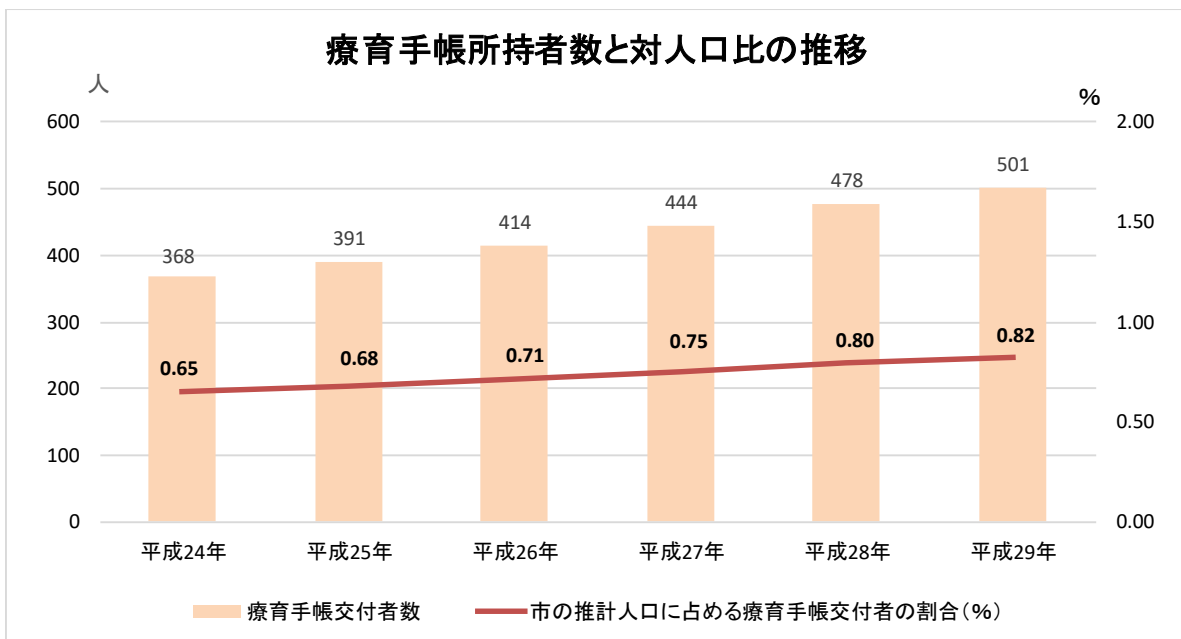
身体障害者手帳所持者数を年齢3区分別にみると、各等級で65歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。等級別では、重度の1級と中度の4級が700人台で多くなっています。



平成29年3月31日現在

(5) 療育手帳所持者数と対人口比

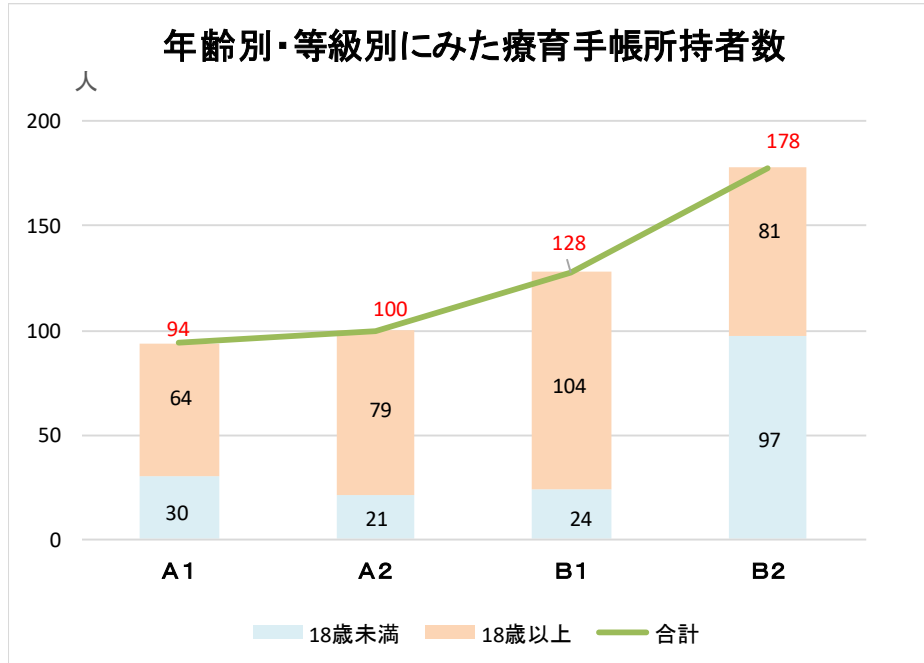
療育手帳所持者数は平成24年3月末の368人から平成29年3月末は501人と133人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



各年3月31日現在

(6) 年齢別・判定別にみた療育手帳所持者数

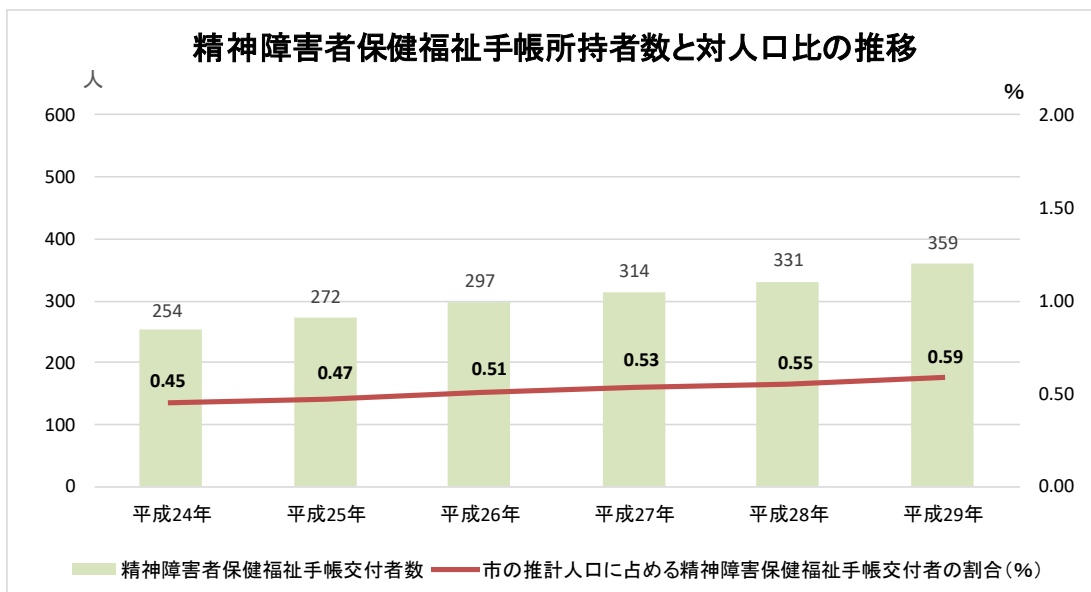
身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、B2を除く層では18歳以上の割合が高くなっています。B2は18歳未満が97人と半数を上回っています。判定別の所持者数はB2の178人が最も多く、これにB1の128人が続いており、判定が軽度の所持者数が多くなってきています。



平成29年3月31日現在

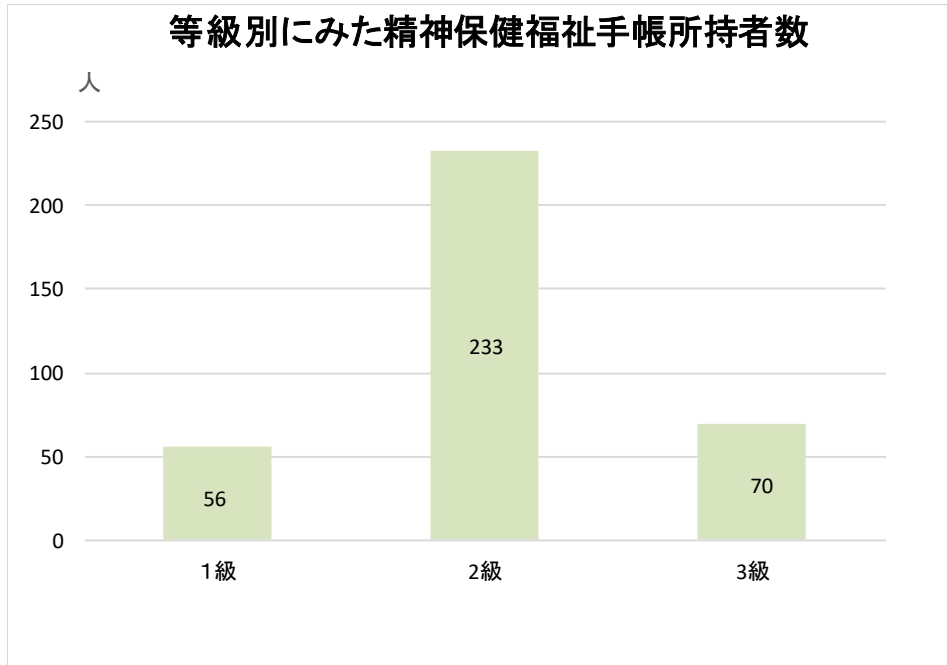
(7) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成24年3月末の254人から平成29年3月末は359人と105人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



(8) 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

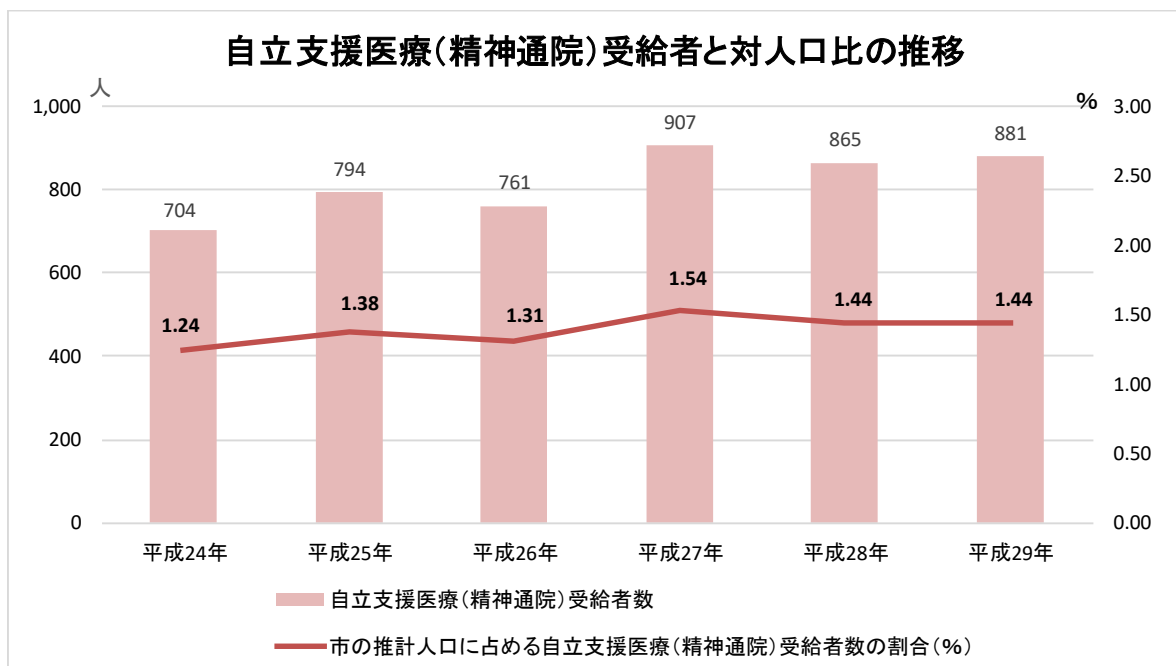
精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級の233人が最も多く、全体の64.9%を占めています。



平成29年3月31日現在

(9) 自立支援医療（精神通院）受給者と対人口比

療育手帳所持者数は平成24年3月末の704人から、増減を繰り返していますが、平成29年3月末は881人と177人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



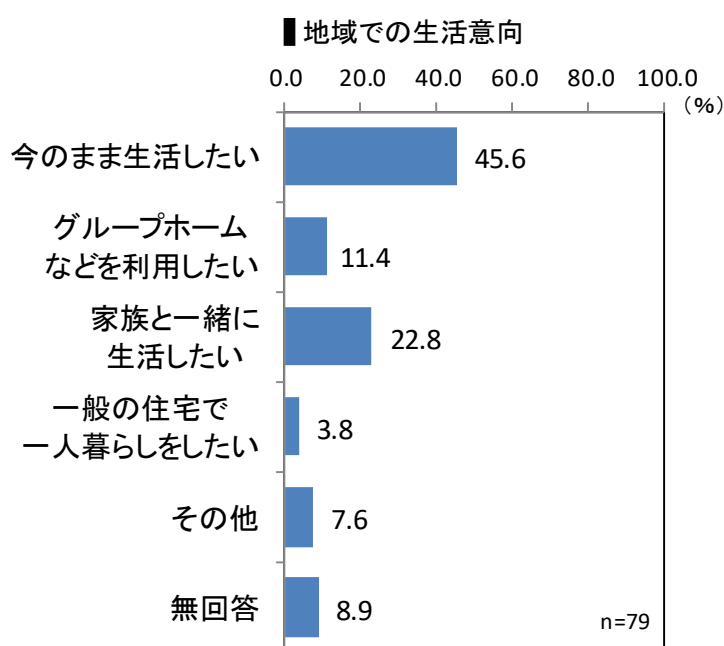
各年3月31日現在

2. 住まいや日常生活

(1) 入所・入院者の地域生活への移行に備えた環境整備

施設入所者や入院者（79人）の地域での生活意向をみると、「今のまま生活したい（福祉施設、入院）」が最も多く、全体の45.6%を占めているものの、「家族と一緒に生活したい」（22.8%）、「グループホームなどを利用したい」（11.4%）を希望している人たちも少なくありません。

施設入所者や入院者の70.9%は「65歳以上」で、障がい別の内訳は身体障害者手帳重度（1～2級）60.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者20.3%、難病認定10.1%、高次脳機能障害診断あり22.8%となっています。

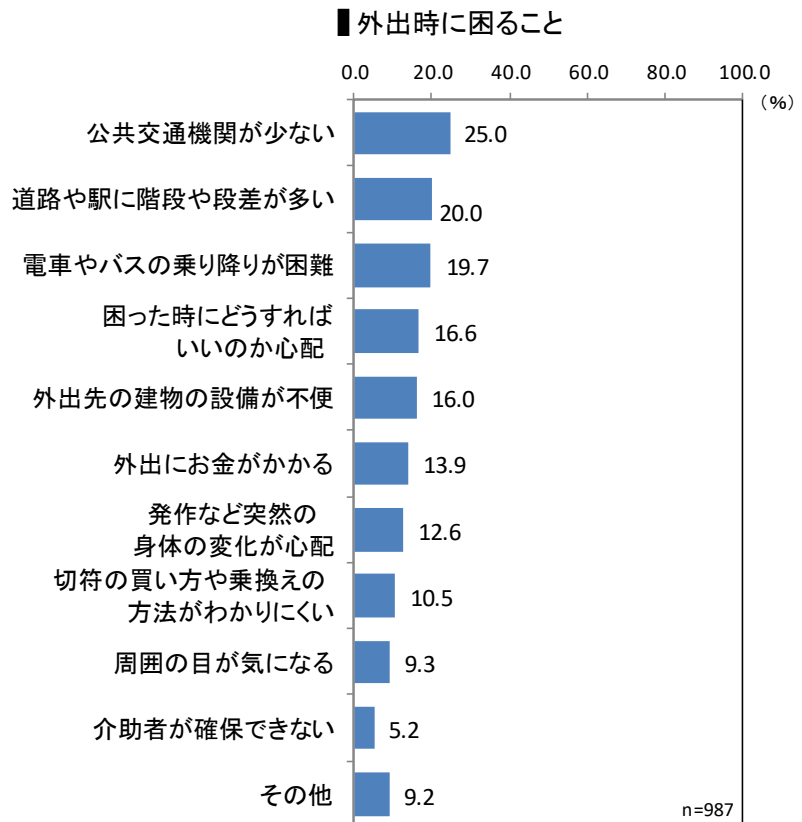


今後、こういった方々を地域で受け入れていくために、以下の環境を実現するための施策や取組み（複数回答）が求められています。

- ・「経済的な負担の軽減」（55.7%）
- ・「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」（48.1%）
- ・「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（45.6%）
- ・「障がい者に適した住居の確保」（40.5%）
- ・「相談対応等の充実」（34.2%）
- ・「地域住民等の理解」（29.1%）
- ・「生活訓練等の充実」（26.6%）
- ・「コミュニケーションについての支援」（26.6%）

(2) 障がい者が困難なく外出できる環境の整備

外出する時に困ることの調査結果をみると、「公共交通機関（電車、バスなど）が少ない（ない）」（25.0％）が最も多く、これに「道路や駅に階段や段差が多い」（20.0％）、「電車やバスの乗り降りが困難」（19.7％）、「困った時にどうすればいいのか心配」（16.6％）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（16.0％）が続いています。



障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■ 身体障害者手帳 1～2 級

「公共交通機関（バスなど）が少ない（ない）」（27.3％）、「道路や駅に階段や段差が多い」（26.2％）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（25.6％）

■ 身体障害者手帳 3～4 級

「公共交通機関（バスなど）が少ない（ない）」（22.4％）、「道路や駅に階段や段差が多い」（21.4％）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（12.9％）

■身体障害者手帳 5～6 級

「電車やバスの乗り降りが困難」(28.7%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(21.8%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(20.7%)

■療育手帳A判定

「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(31.0%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(25.4%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(22.5%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(22.5%)

■療育手帳B判定

「困った時にどうすればいいのか心配」(46.3%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(25.3%)、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」(21.1%)

■精神保健福祉手帳

「困った時にどうすればいいのか心配」(31.4%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(30.4%)、「外出にお金がかかる」(24.5%)

■難病認定

「電車やバスの乗り降りが困難」(28.7%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(28.7%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(24.8%)

■発達障害の診断あり

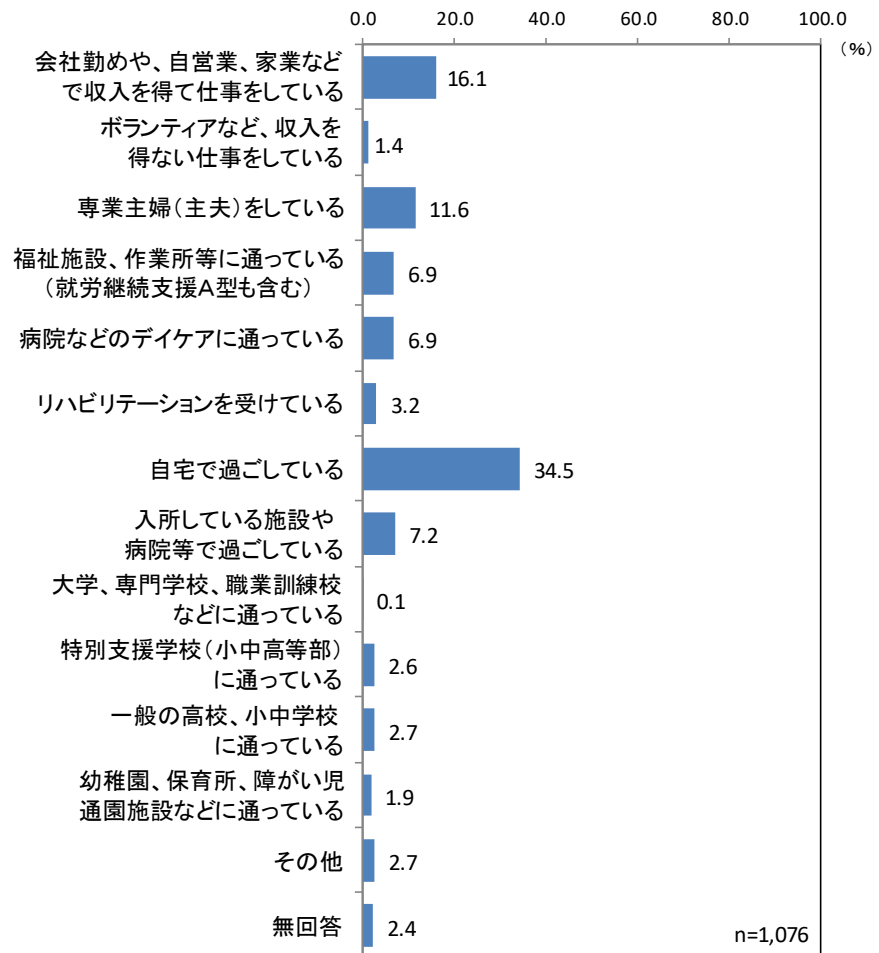
「困った時にどうすればいいのか心配」(50.5%)、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(31.4%)、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」(26.7%)

■高次脳機能障害診断あり

「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(31.5%)「電車やバスの乗り降りが困難」(29.6%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(27.8%)

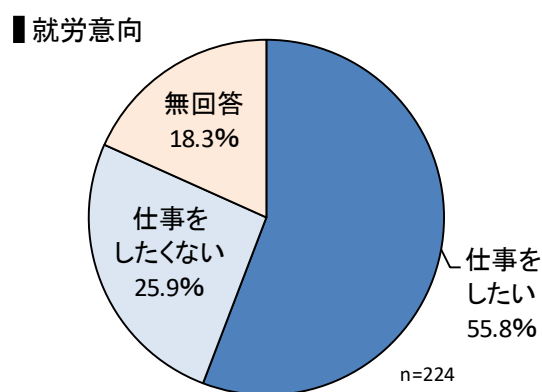
(3) 平日、日中の過ごし方への支援

平日の日中の過ごし方についての結果をみると、「自宅で過ごしている」が34.5%で最も多く、これに「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(16.1%)、「専業主婦(主夫)をしている」(11.6%)、「入所している施設や病院等で過ごしている」(7.2%)が続いています。「自宅で過ごしている」人が比較的多い層は、「65歳以上」(44.9%)、「身体障害者手帳1～2級」(38.0%)、「身体障害者手帳3～4級」(37.6%)、「身体障害者手帳5～6級」(37.2%)、「難病認定者」(39.8%)の各層です。こういった方々がいわゆる“引きこもり”の状況にならないような施策や取組みが必要となっています。



(4) 就労に係る支援

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の回答を選択した人に就労に対する意向を聞きました。結果は、「仕事をしたい」の55.8%に対し、「仕事をしたくない」は25.9%、「無回答」18.3%となっています。「仕事をしたい」という就労意向を持つ人が比較的多いのは、「男性」(62.2%)、「療育手帳B判定」(68.6%)と「精神障害者保健福祉手帳所持者」(60.3%)、「発達障害診断あり」(66.7%)となっています。



このような方々が就労可能となるために、以下の施策や取組みが求められています。

■ 企業等の職場

- 「職場の障がい者理解」 (55.4%)
- 「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」 (54.5%)
- 「短時間勤務や勤務日数等の配慮」 (44.6%)
- 「職場で介助や援助等が受けられること」 (28.6%)
- 「在宅勤務の拡充」 (25.0%)
- 「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」 (19.6%)

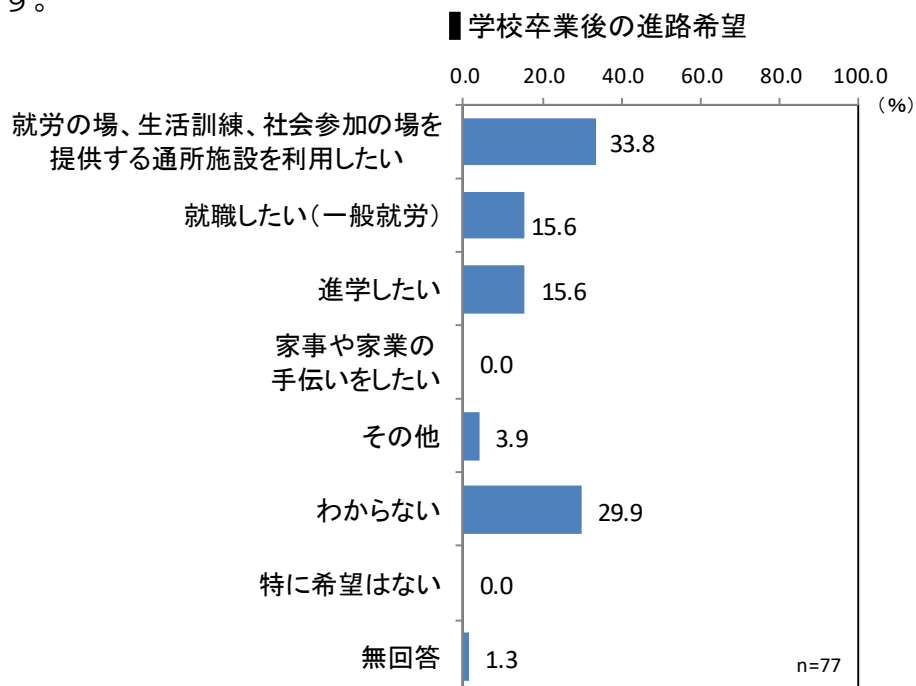
■ 行政及び関係機関

- 「通勤手段の確保」 (42.9%)
- 「就労後の支援など職場と支援機関の連携」 (33.9%)
- 「仕事についての職場外での相談対応、支援」 (33.0%)
- 「企業ニーズに合った就労訓練」 (20.1%)

(5) 学校卒業後の進路希望

障がい児の学校卒業後の進路希望についての調査結果をみると、「就労の場、生活訓練、社会参加の場を提供する通所施設を利用したい」の33.8%が最も多く、これに「わからない」(29.9%)、「就職したい(一般就労)」(15.6%)、「進学したい」(15.6%)が続いています。

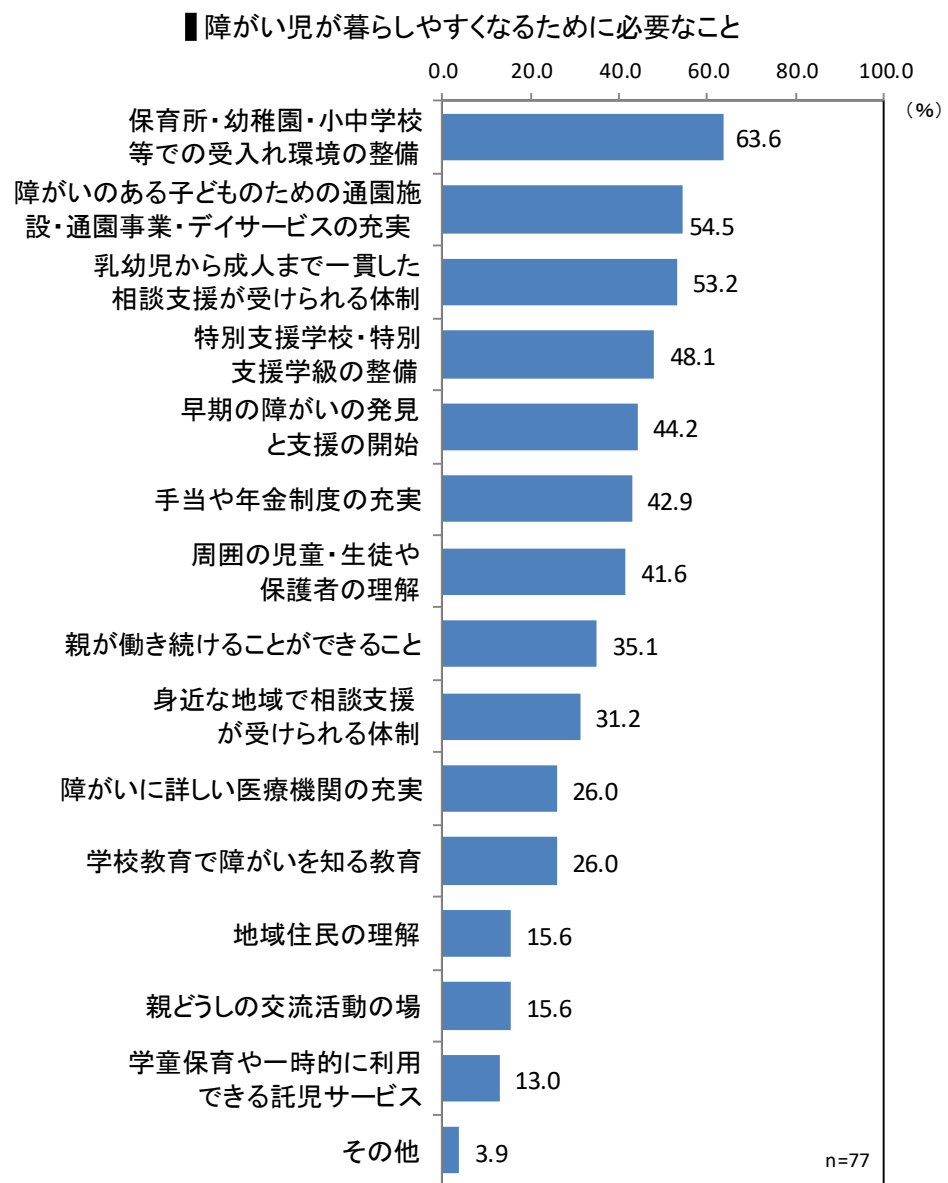
就労や進学に対するニーズに対応していくための環境整備が求められています。



(6) 障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと

「障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと」の調査結果をみると、「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」の63.6%が最も多く、これに「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実」（54.5%）、「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」（53.2%）、「特別支援学校・特別支援学級の整備」（48.1%）、「早期の障がいの発見と支援の開始」（44.2%）が続いています。

保育や教育の環境を整えるためには、上記の項目を包括的に関係部署が連携して実現していく必要があります。

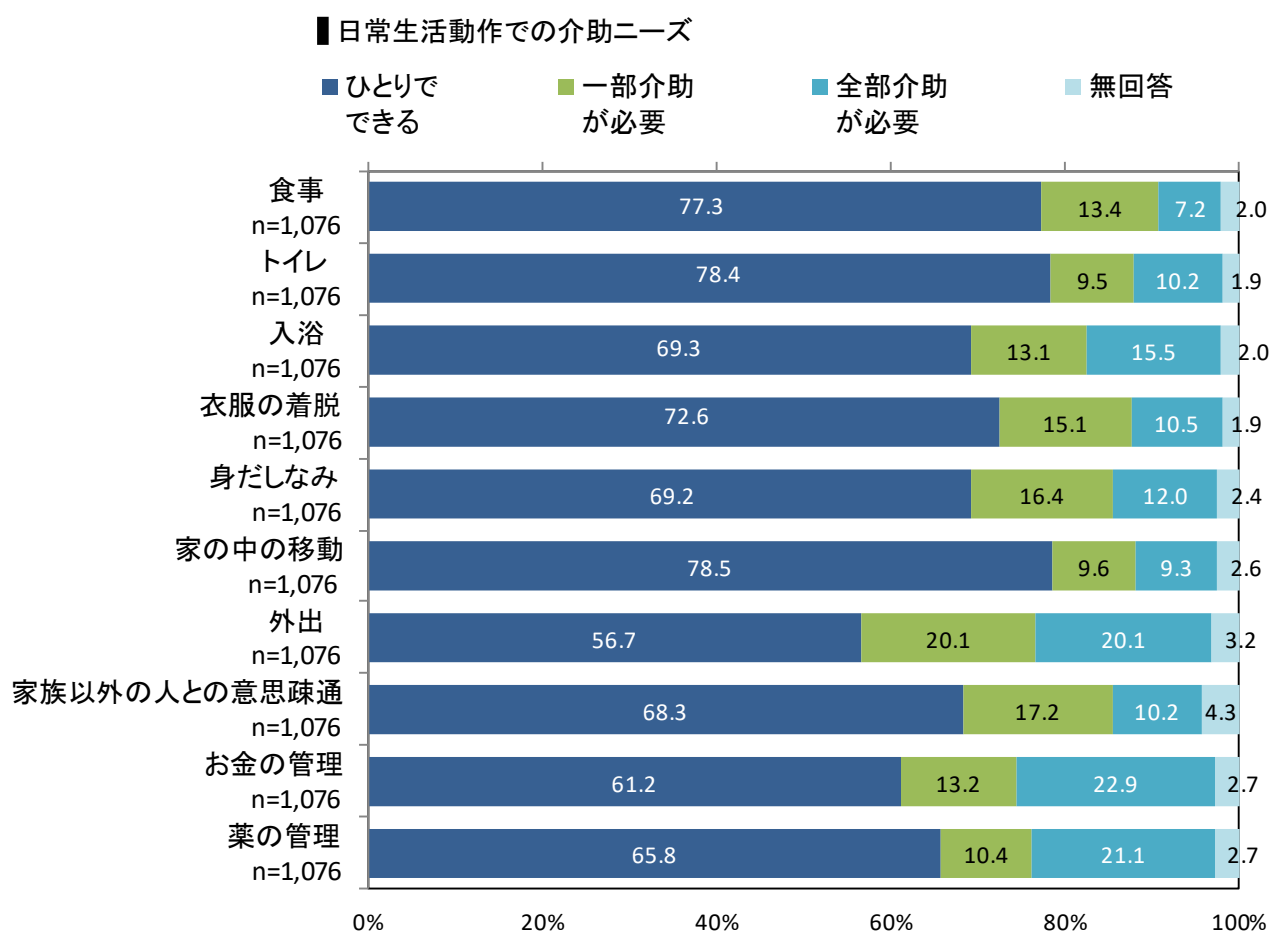


3. サービスや事業等に対するニーズ

(1) お金、薬の管理、外出、入浴等の介助ニーズが高い

日常生活動作（ADL）の状況をみると、「全部介助が必要」な項目として割合が高いのは、「お金の管理」（22.9%）、「薬の管理」（21.1%）、「外出」（20.1%）、「入浴」（15.5%）、「身だしなみ」（12.0%）となっています。同じく「全部介助が必要」と「一部介助が必要」を合わせた割合が高い項目は、「外出」（40.2%）、「お金の管理」（36.1%）、「薬の管理」（31.5%）、「入浴」（28.6%）、「身だしなみ」（28.4%）となっています。

以上の結果が障がい者の日常生活の動作上で困っていることであり、障害福祉サービスや相談・情報提供に関する取組み等は、これらの困ったことを解消していくことを念頭に置いて展開していく必要があります。



(2) 確実に福祉サービスを提供できる体制づくり

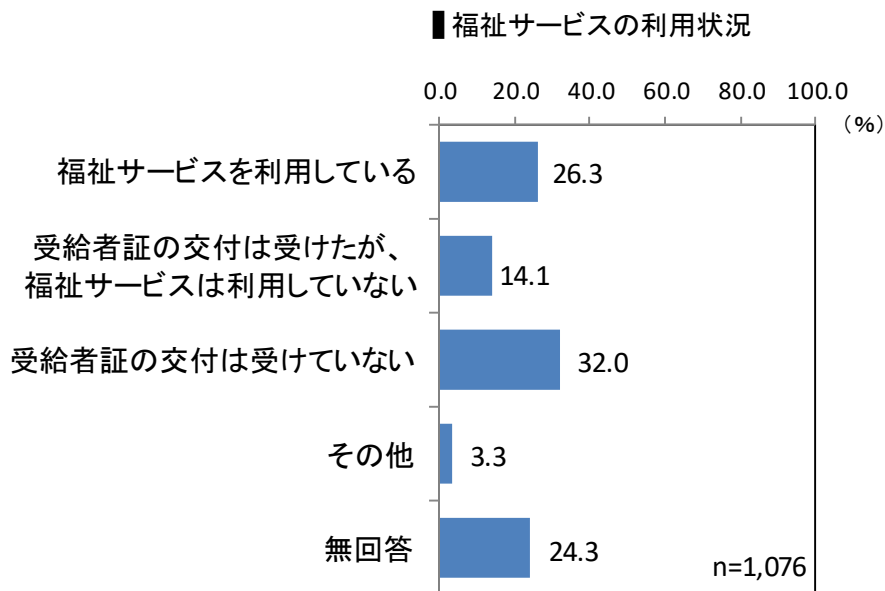
障害福祉サービスについて、「福祉サービスを利用している」は26.3%となっています。「受給者証の交付は受けていない（障害福祉サービスの利用申請はしていないも含む）」が32.0%で、「受給者証の交付は受けたが、障害福祉サービスは利用していない」が14.1%となり、利用していない人の割合が高くなっています。

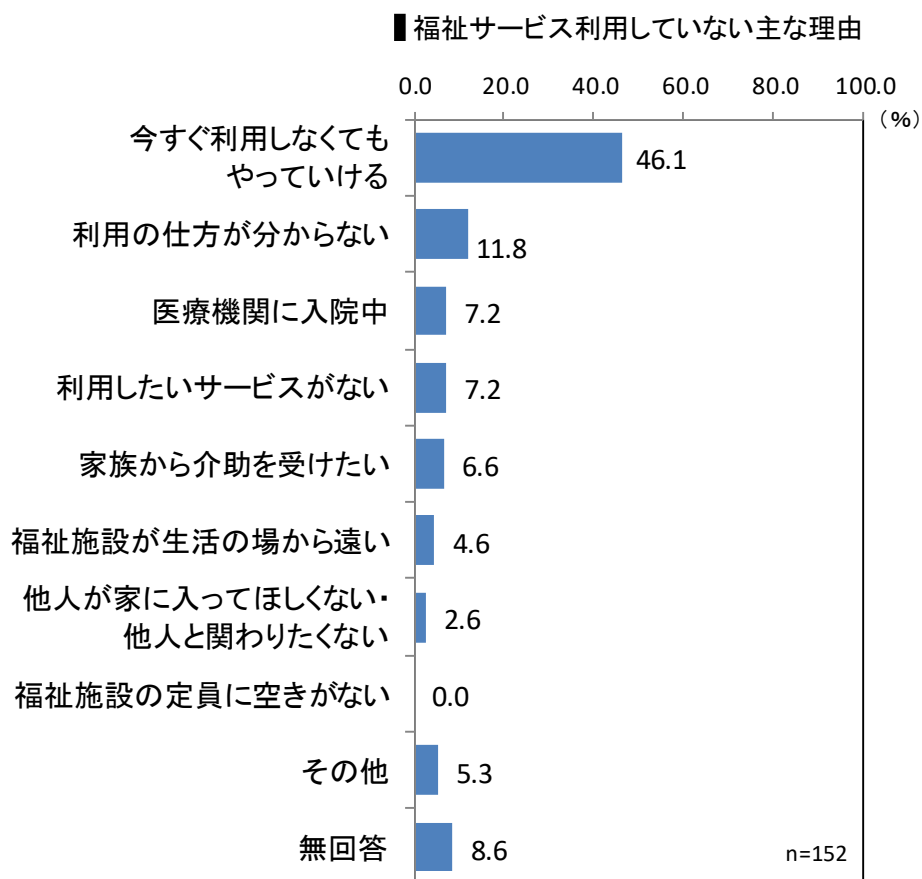
「福祉サービスを利用している」人の割合が比較的高いのは、「18歳未満」（68.4%）、「18～64歳」（31.3%）、「身体障害者手帳1～2級」（28.5%）、「療育手帳A判定」（64.5%）、「同B判定」（45.5%）、「精神障害者保健福祉手帳」（41.6%）、「発達障害診断あり」（58.6%）、「高次脳機能障害診断あり」（36.6%）です。

障害福祉サービスを利用していない主な理由をみると、「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」の46.1%が最も多く、これに「利用の仕方が分からない」の11.8%が続いています。

「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」の回答者数が多いのは、「65歳以上」（57.1%）、「身体障害者手帳1～2級」（53.3%）、「同3～4級」（51.6%）となっています。

今後は、相談支援体制の充実などにより、障害福祉サービスを利用したい人には確実にサービスが提供できるような体制や仕組みを整えていく必要があります。





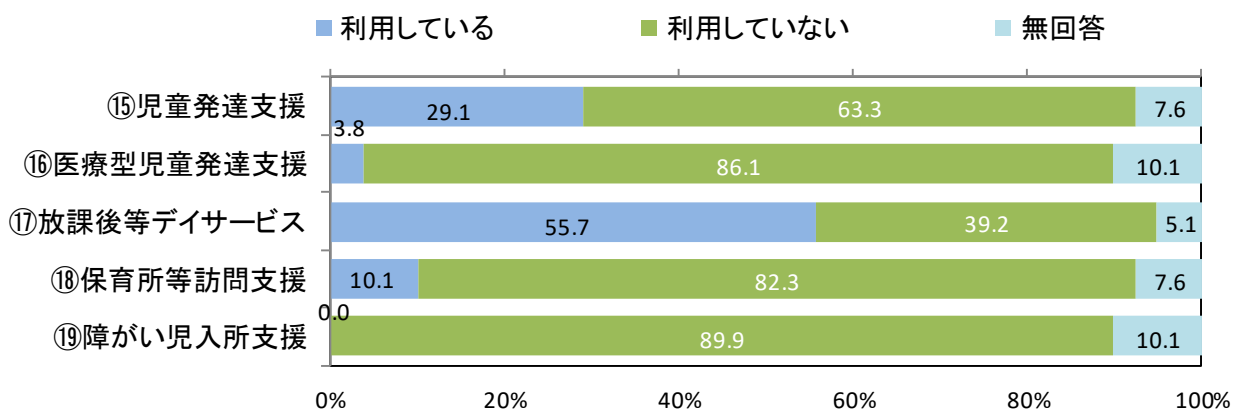
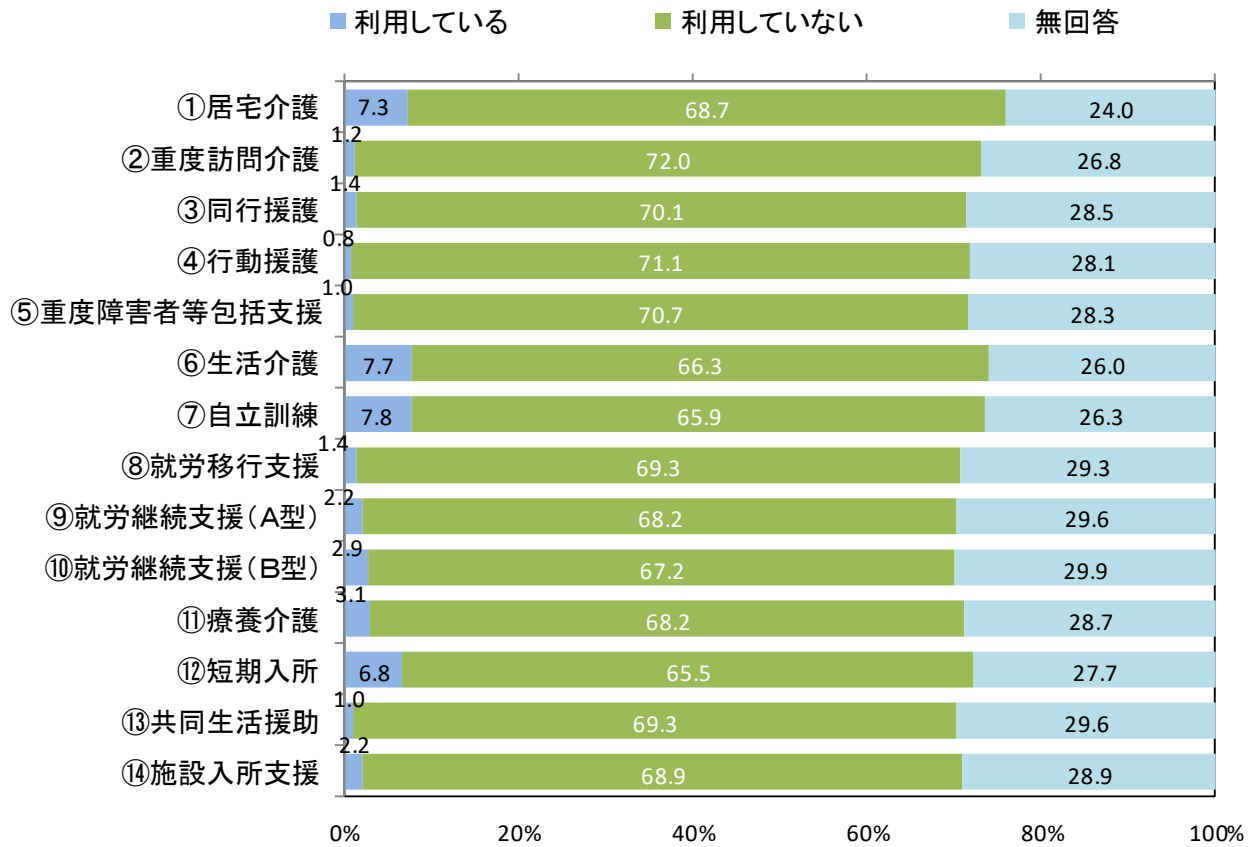
(3) 障害福祉サービスの利用状況及び利用意向

すべてのサービスで利用している割合よりも利用意向の割合が高くなっています。利用条件等により該当しない方もありますが、障害福祉サービスに対するニーズは極めて高いことがうかがえます。

利用意向の高い障害福祉サービスは、「放課後等デイサービス」(78.5%)、「児童発達支援」(39.2%)、「保育所等訪問支援」(27.8%)、「自立訓練」(27.4%)、「短期入所」(24.5%)、「居宅介護」(22.5%) などとなっています。

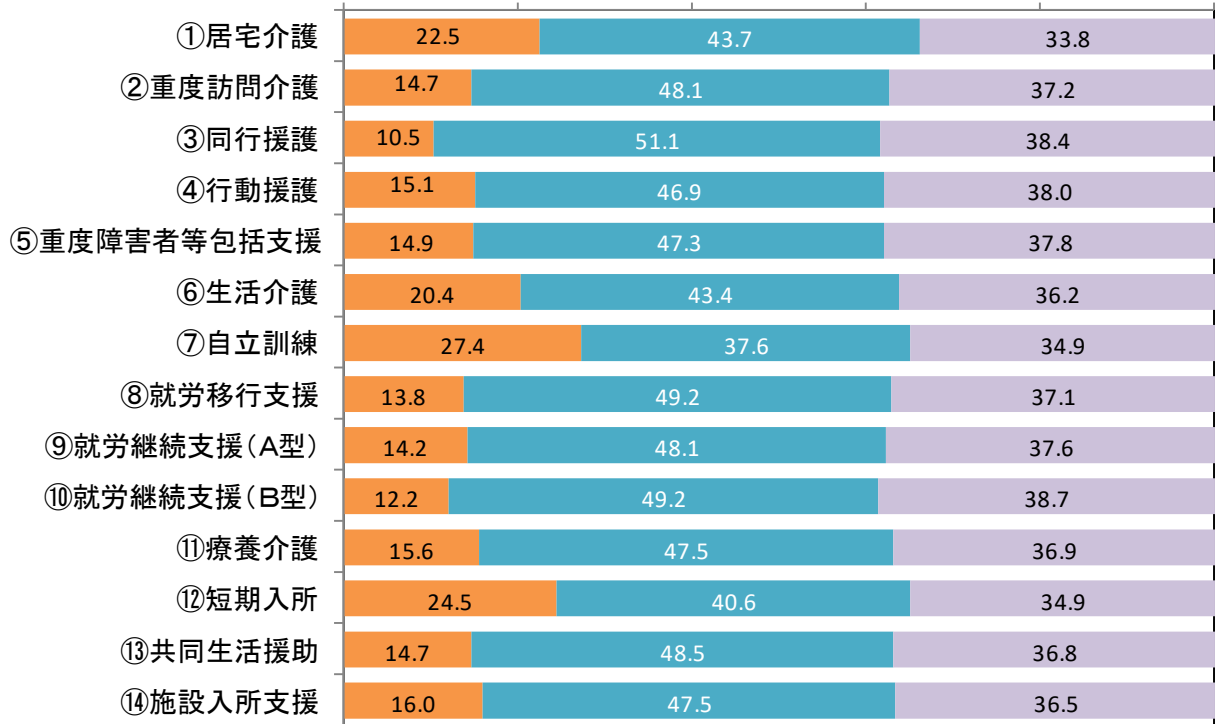
また、平成 30 年度から新設される「自立生活援助」と「就労定着支援」の利用意向も高くなっています。

■ 障害福祉サービスの利用状況

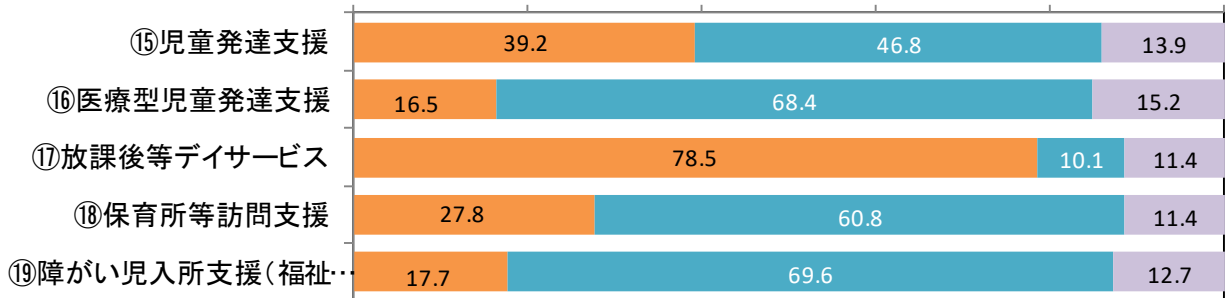


■ 障害福祉サービスの利用意向

■ 利用したい ■ 利用しない ■ 無回答

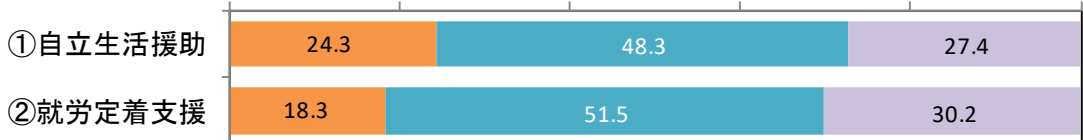


0% 20% 40% 60% 80% 100%
■ 利用したい ■ 利用しない ■ 無回答



0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 利用したい ■ 利用しない ■ 無回答

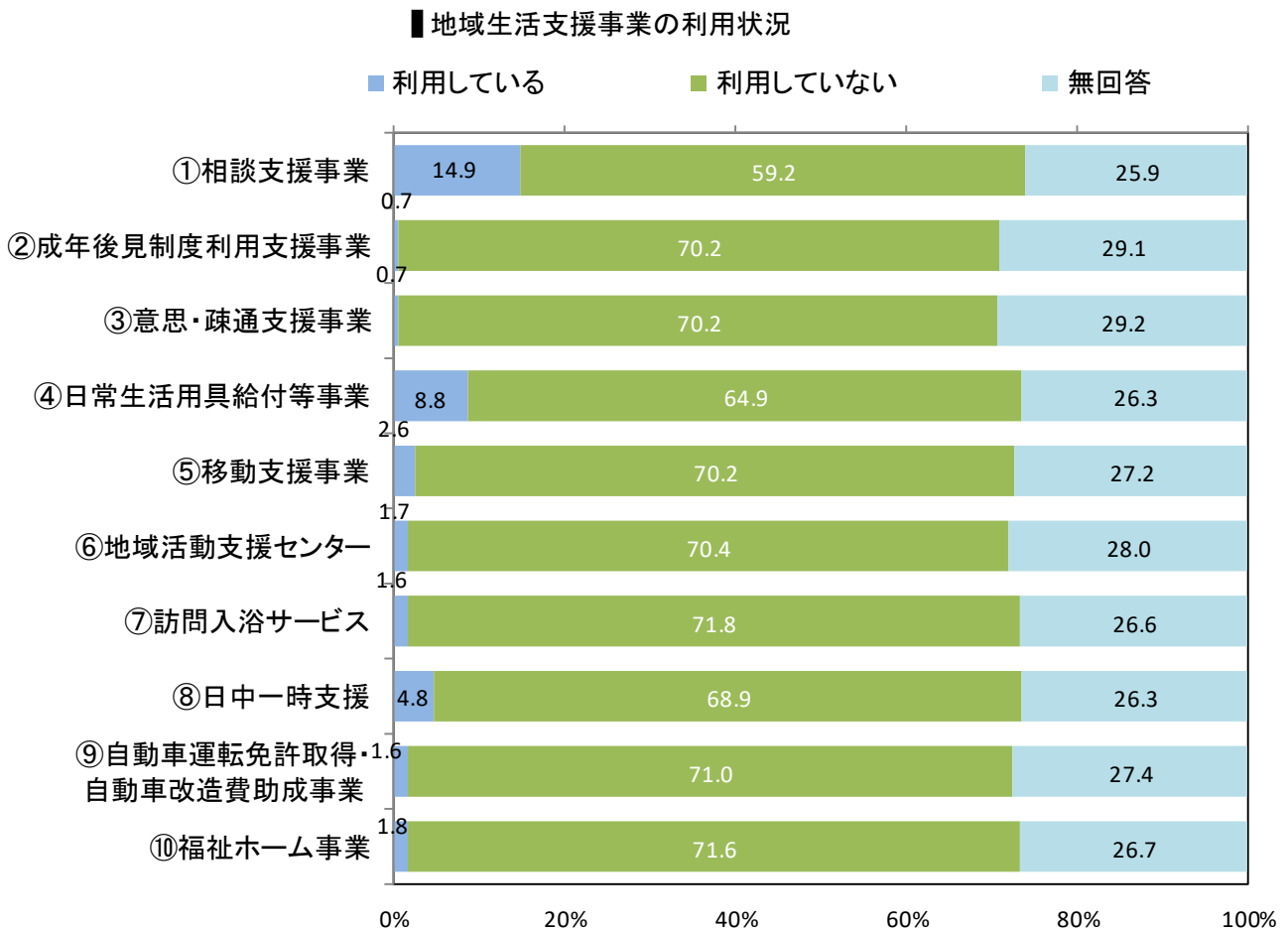


0% 20% 40% 60% 80% 100%

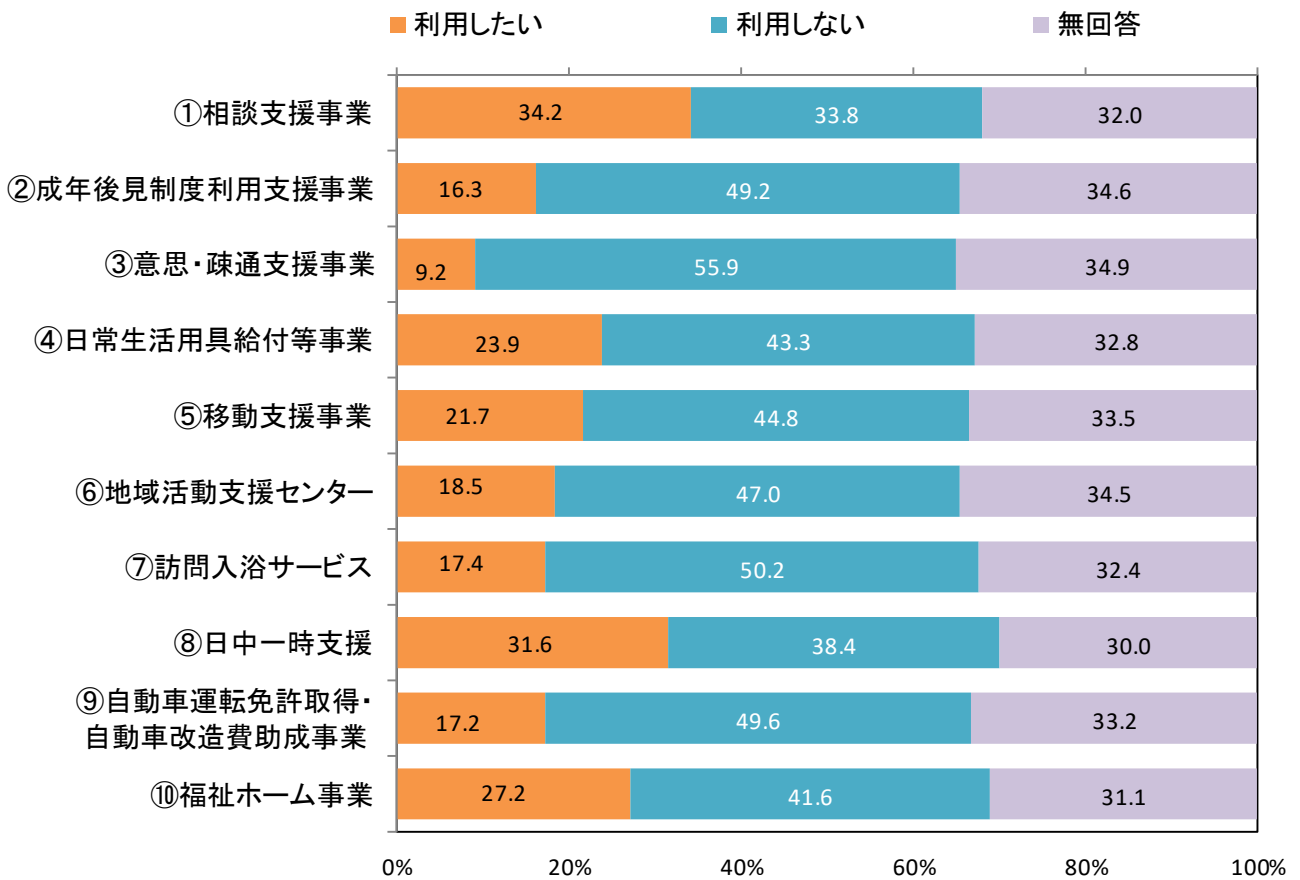
(4) 地域生活支援事業の利用状況及び利用意向

すべての事業で利用している割合よりも利用意向の割合が高くなっています。利用条件等により該当しない方もありますが、地域生活支援事業に対するニーズは極めて高いことがうかがえます。

利用意向の高い障害福祉サービスは、「相談支援事業」(34.2%)、「日中一時支援」(31.6%)、「福祉ホーム事業」(27.2%)、「日常生活用具給付等事業」(23.9%)、「移動支援事業」(21.7%) などとなっています。



■ 地域生活支援事業の利用意向



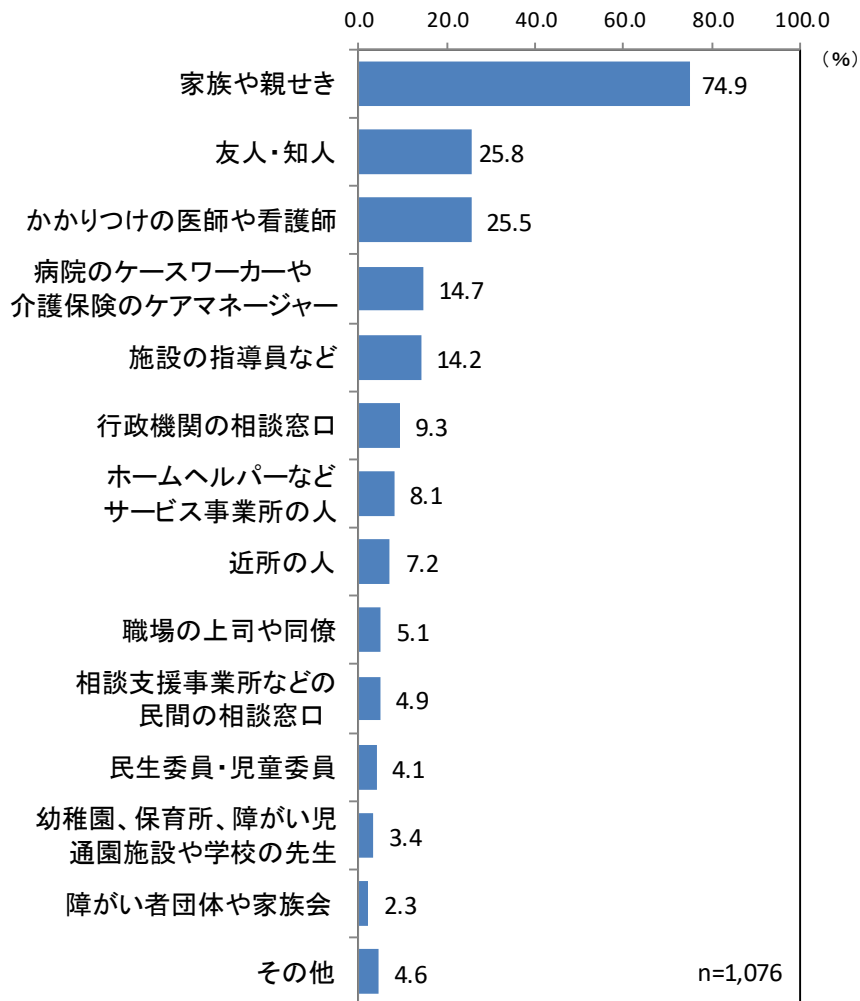
(5) 認知度、利用状況が低い相談支援機関

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」の74.9%が最も多く、これに「友人・知人」(25.8%)、「かかりつけの医師や看護師」(25.5%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」(14.7%)、「施設の指導員など」(14.2%)、「行政機関の相談窓口」(14.2%)が続いており、家族や親せき、友人・知人に次いで、医療や福祉サービスの関係者が相談先となっていることがうかがえます。

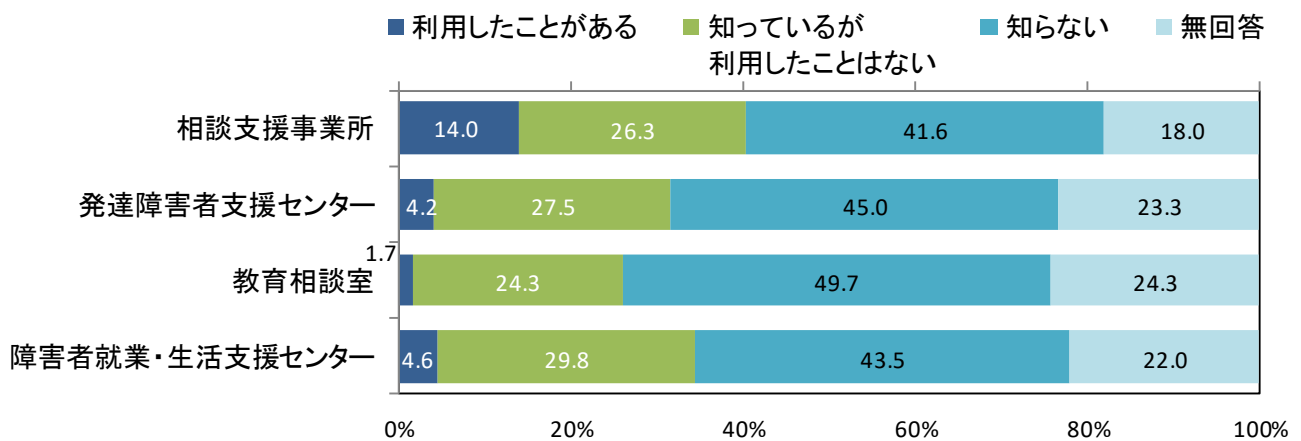
「相談支援事業所」等の認知度と利用状況をみると、「知らない」の割合が40%台となっています。

「一般相談支援」に対するニーズは極めて高いことから、これらの相談支援機関の内容や利用方法等を周知していく必要があります。

■ 悩みや困ったことの相談先



■ 相談機関の利用状況及び認知度



第3章 平成32年度の数値目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者^{*}を基準として、平成32年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- ・平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- ・当該目標値の設定にあたっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

<合志市の目標>

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	7人	国の基本指針に基づき、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者（73人）の9%以上（7人。平成30年度から平成32年度までの累計。）が、地域生活に移行することを目指す。
施設入所者の減少数	3人	国の基本指針に基づき、平成32年度末の施設入所者を、平成28年度末時点の施設入所者（73人）から4%以上（3人。平成30年度から平成32年度までの累計。）削減することを目指す。

^{*}「施設入所者」…合志市から施設入所の支給決定を受け、市内外の施設に入所している人を指します。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人を地域で支える環境を整備するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設定します。

<国の基本指針>

・平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

<合志市の目標>

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	地域自立支援協議会の部会として設置（参加機関：精神科病院、相談支援事業所、アドバイザー、ピアサポーター、行政機関等）することを検討。今後、菊池圏域で協議する予定。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。具体的な取り組みは、国から示される方針や、本市の課題等を整理したうえで検討します。

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所を整備することを基本とする

<合志市の目標>

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1カ所	国の基本指針に基づき設定。今後、菊池圏域で協議する予定。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値のほか就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率（新規）も設定します。

<国の基本指針>

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

<合志市の目標>

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	3 人	平成 28 年度における一般就労への移行実績 3 人を目指す。
就労移行支援事業の利用者数	30 人	平成 28 年度末時点における利用者（24 人）の 2 割以上（30 人）増加を目指す。
就労移行支援事業所のうち就労移行率※が 3 割以上の事業所の割合	—	本市では設定しない。
就労定着支援事業の利用を開始した時点から 1 年以上職場定着した利用者数	3 人	国の基本指針に基づき、31 年度と 32 年度のいずれも 3 人を設定。

※就労移行率…事業所ごとの、ある年度の利用決定者数のうち、その年度中に一般就労した人の割合

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児等への支援体制の確保に関する平成 32 年度末までの目標値として、児童発達支援センターの設置（新規）、保育所等訪問支援を実施できる事業所数（新規）、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数（新規）に関する目標を設定します。また、平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（新規）に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

<合志市の目標>

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 カ所	国の指針に沿って 1 カ所の設置を目指す。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 カ所	国の指針に沿って 1 カ所の設置を目指す。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 カ所	国の指針に沿って 1 カ所の設置を目指す。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 カ所	国の指針に沿って圏域で 1 カ所の設置を目指す。菊池圏域で今後検討

第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

障害福祉サービスの必要見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、事業所への調査等により見込量を算出することとしています。

1. 訪問系サービスの見込み

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行うサービス
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行う

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

居宅介護、重度訪問介護、同行援護についての利用人数は平成 26～28 年度の増加平均、利用量は平成 26～28 年度の 1 人当たりの利用量平均を見込む。

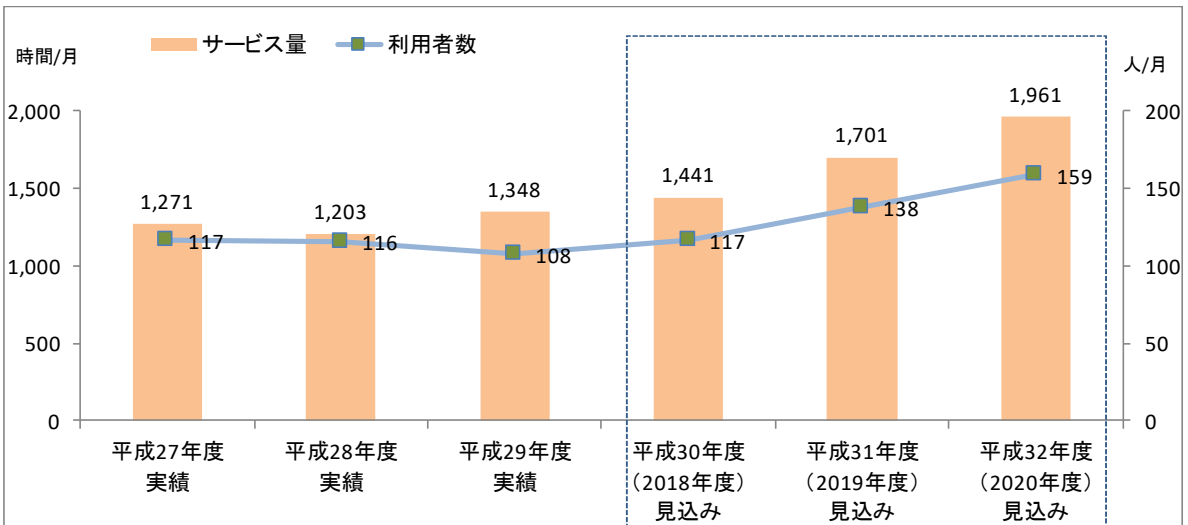
行動援護の利用人数は平成 26～28 年度の最大値、利用量は平成 26～28 年度の 1 人当たりの利用量平均を見込み、重度障害者包括支援については今後も利用はないものと見込む。

<居宅介護>

■「居宅介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	117	116	108	117	138	159
サービス量	時間/月	1,271	1,203	1,348	1,441	1,701	1,961

※平成29年度は8月末時点の実績



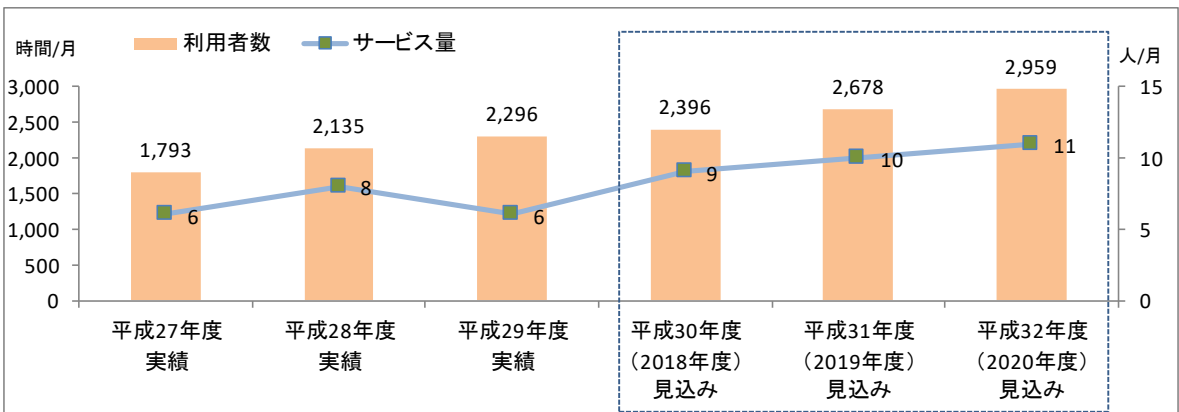
※平成29年度は8月末時点の実績

<重度訪問介護>

■「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	6	8	6	9	10	11
サービス量	時間/月	1,793	2,135	2,296	2,396	2,678	2,959

※平成29年度は8月末時点の実績



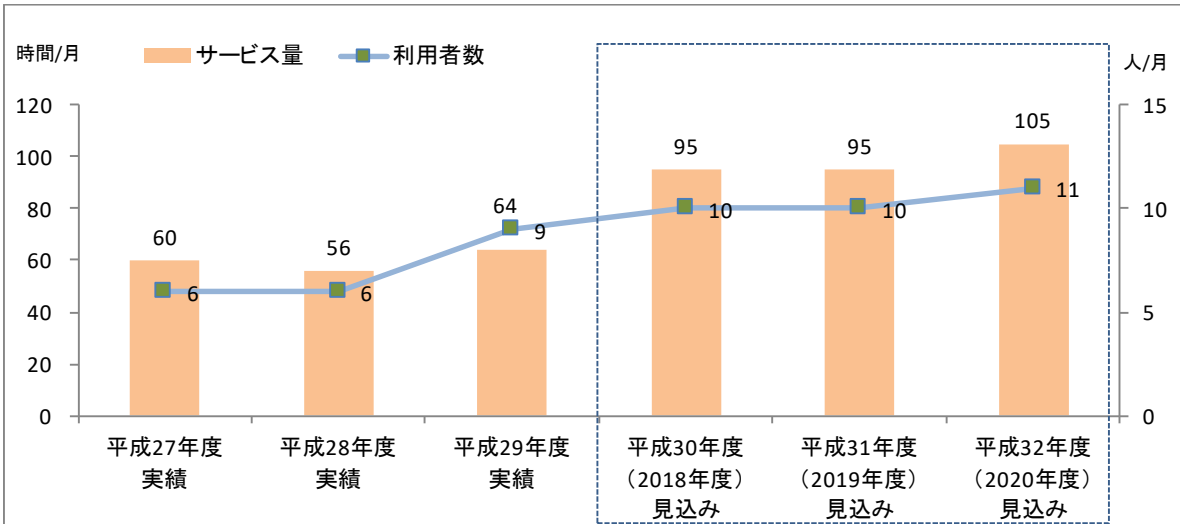
※平成29年度は8月末時点の実績

<同行援護>

「同行援護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	6	6	9	10	10	11
サービス量	時間/月	60	56	64	95	95	105

※平成29年度は8月末時点の実績



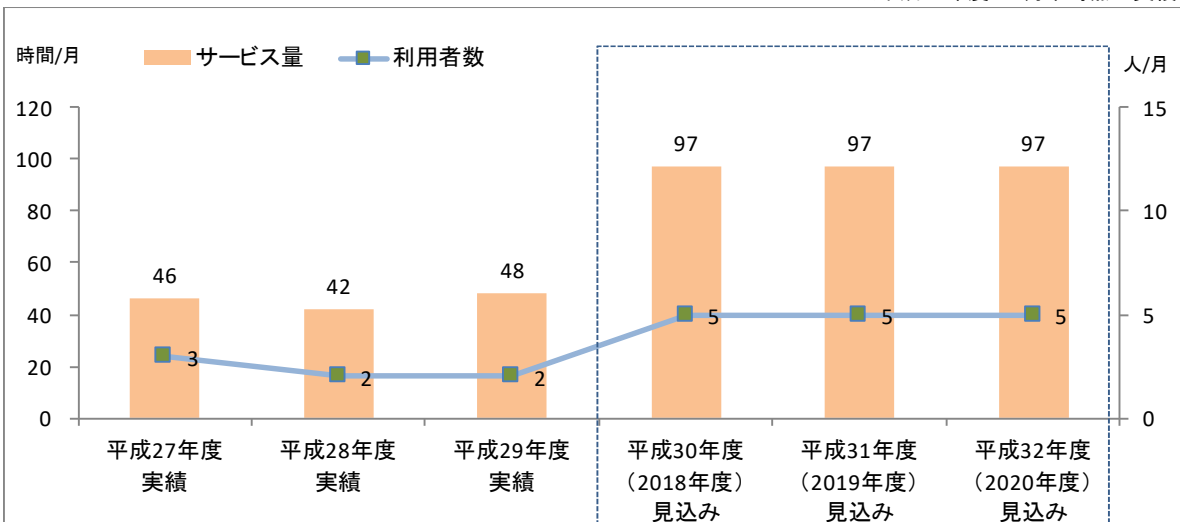
※平成29年度は8月末時点の実績

<行動援護>

「行動援護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	3	2	2	5	5	5
サービス量	時間/月	46	42	48	97	97	97

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

<重度障害者等包括支援>

■「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※平成29年度は8月末時点の実績

2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

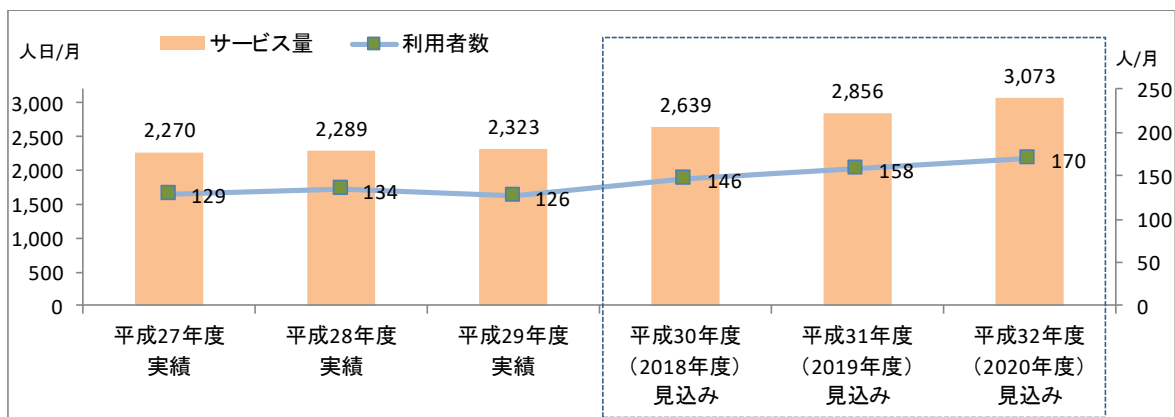
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成26～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均を見込む。

■「生活介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	129	134	126	146	158	170
サービス量	人日/月	2,270	2,289	2,323	2,639	2,856	3,073

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

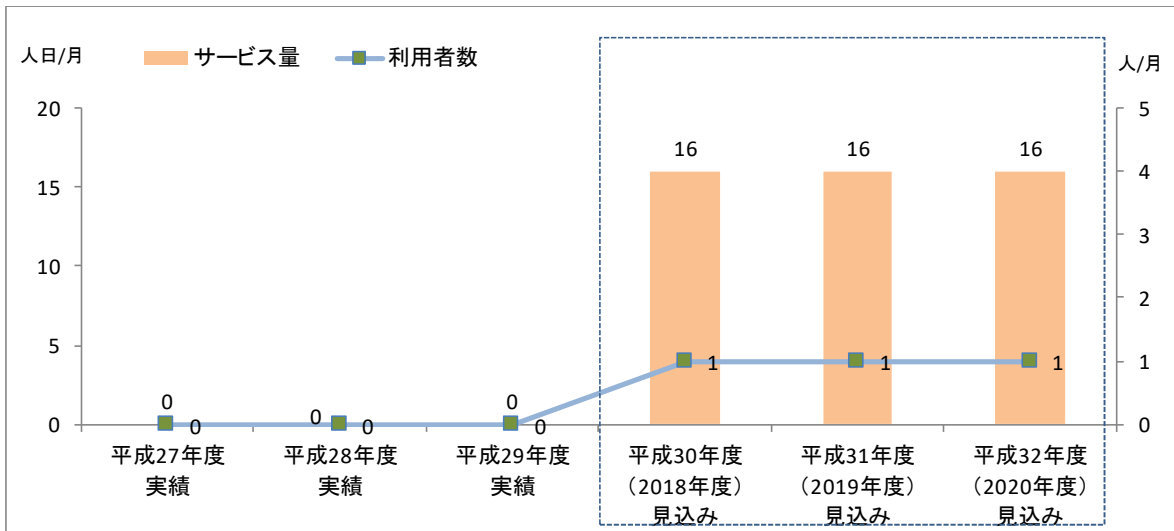
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数、利用量ともに平成26年度の実績を見込む。

■「自立訓練（機能訓練）」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	16	16	16

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用料等を勘案して、利用者数及び利用量の見込を設定する。

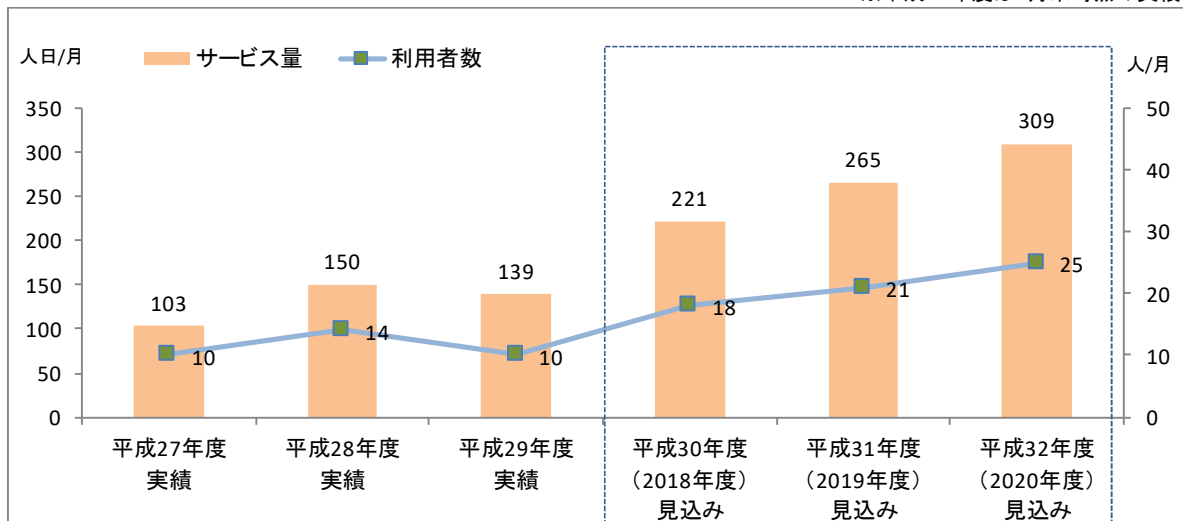
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成26～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均を見込む。

■「自立訓練（生活訓練）」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	10	14	10	18	21	25
サービス量	人日/月	103	150	139	221	265	309

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

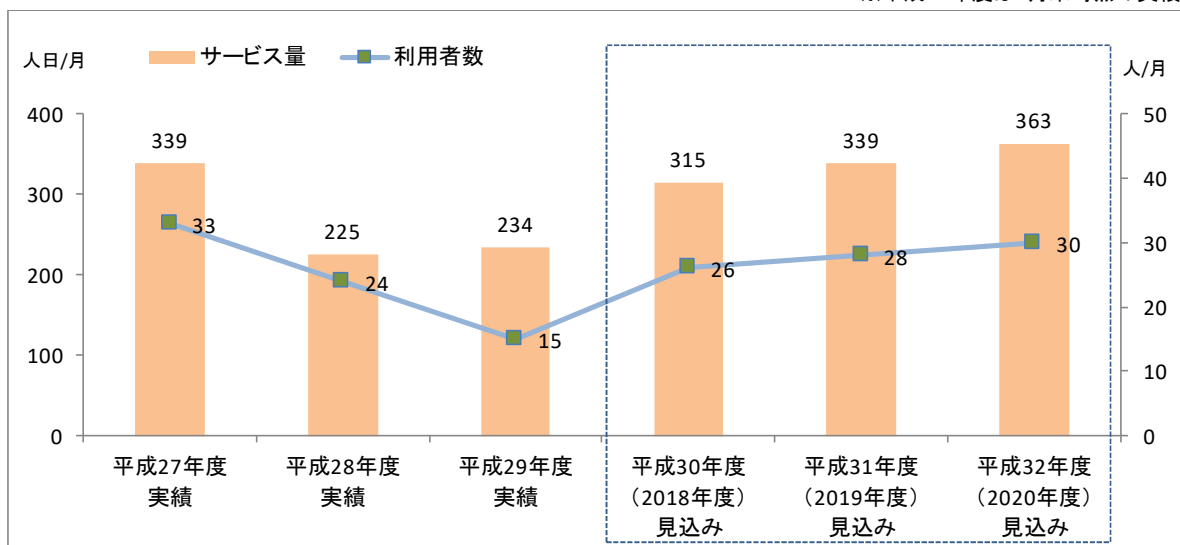
利用人数は平成26～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均を見込む。

※国指針：平成28年度末利用者数×1.2以上＝平成32年度。

■「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	33	24	15	26	28	30
サービス量	人日/月	339	225	234	315	339	363

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。</p>
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

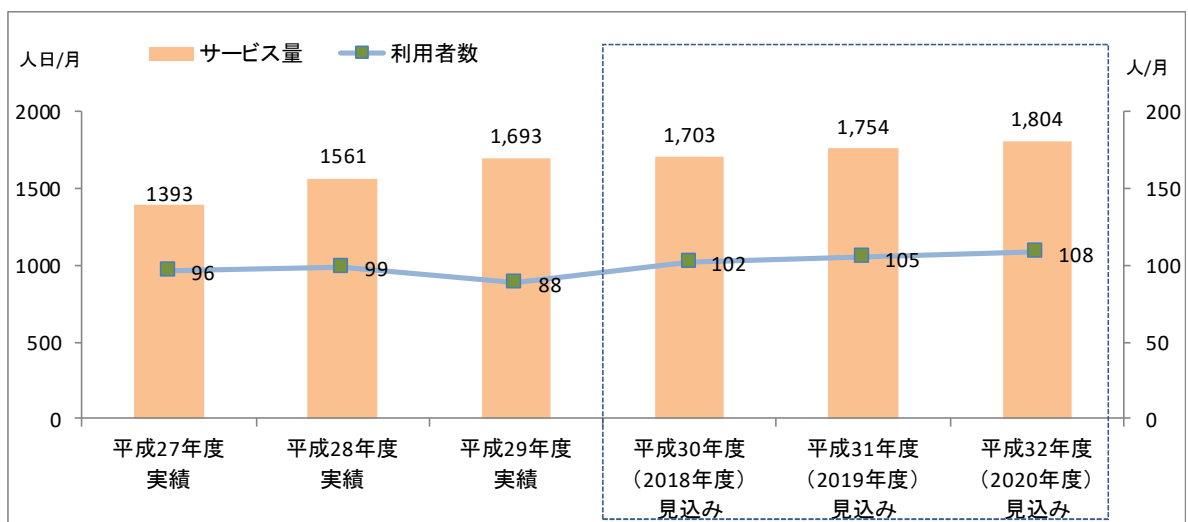
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成27～28年度の増加分、利用量は平成27～29年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「就労継続支援（A型）」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	96	99	88	102	105	108
サービス量	人日/月	1393	1561	1,693	1,703	1,754	1,804

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(6) 就労継続支援 (B型)

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

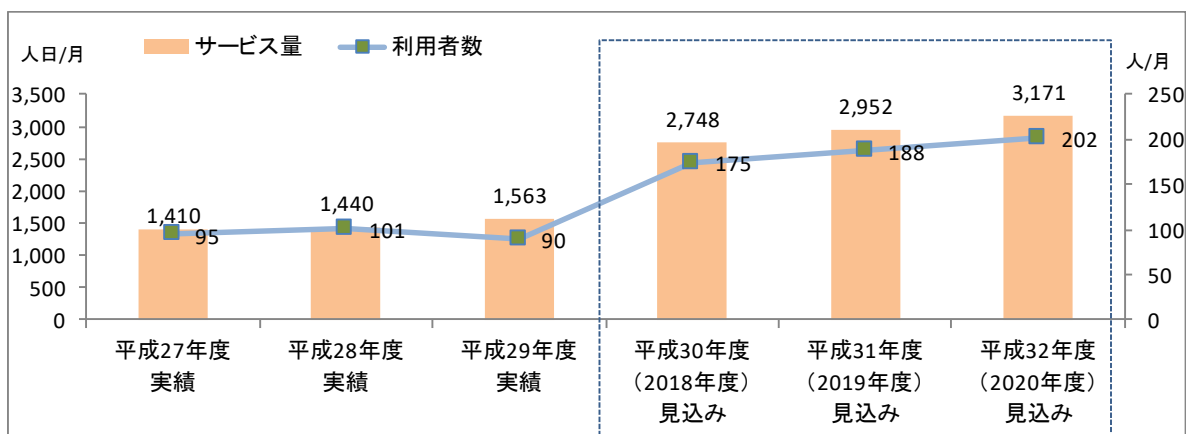
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成26～28年度の増加平均に加え事業所の意向を加味して、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「就労継続支援(B型)」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	95	101	90	175	188	202
サービス量	人日/月	1,410	1,440	1,563	2,748	2,952	3,171

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(7) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う。 ※平成30年度から新設されるサービス
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

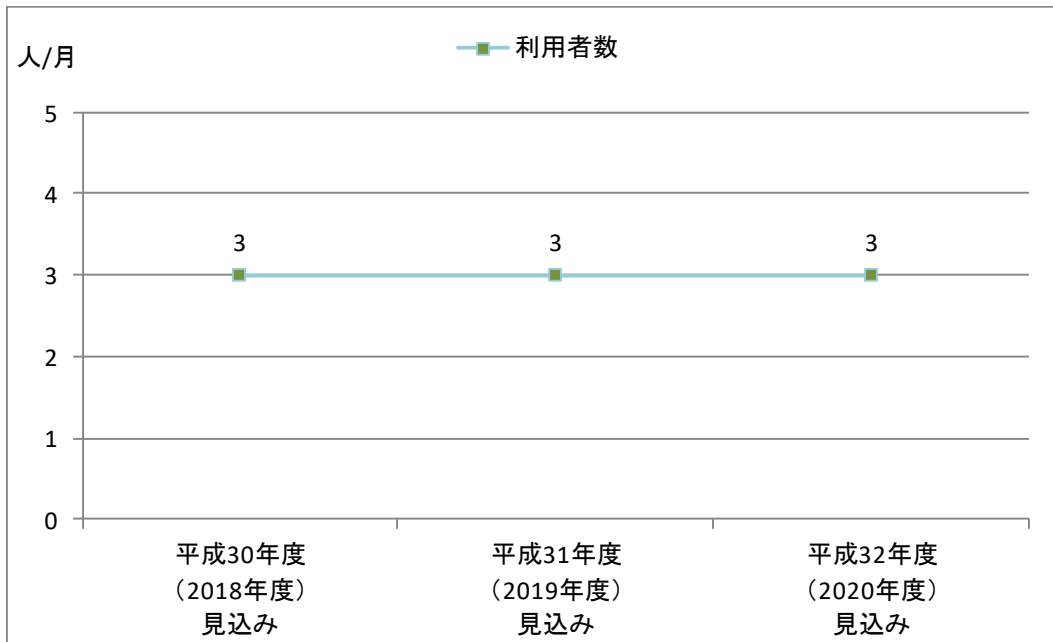
障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

平成28年度の一般就労移行者の実績に基づいて見込む。

■「就労定着支援」の見込み

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	3	3	3



(8) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

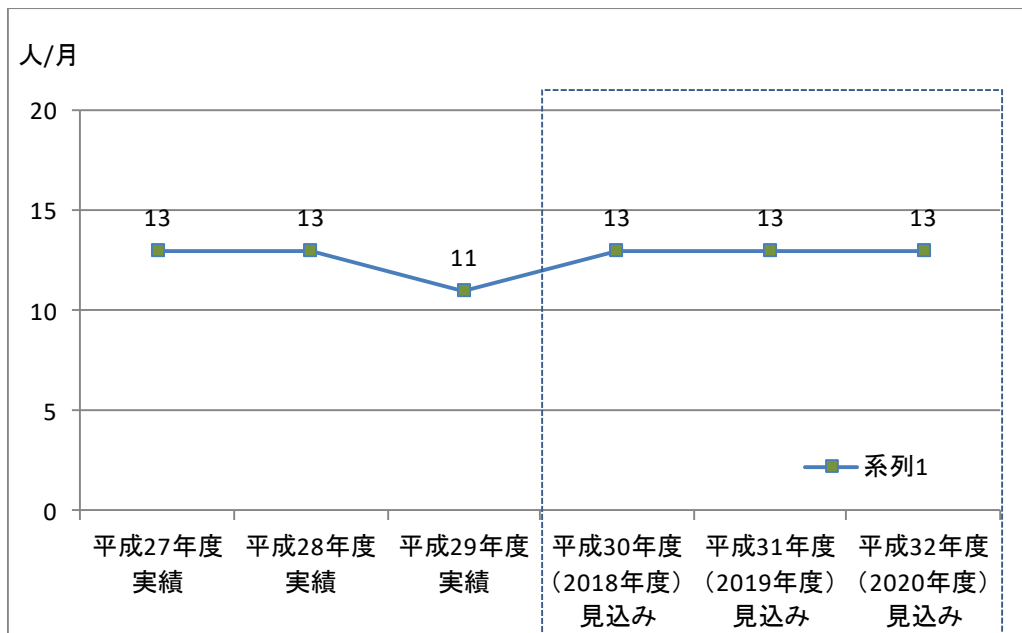
■第5期計画の見込量における推計方法

直近の平成27～29年における最大値を見込む。

■「療養介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	13	13	11	13	13	13

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(8) - 1 短期入所（ショートステイ） 【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

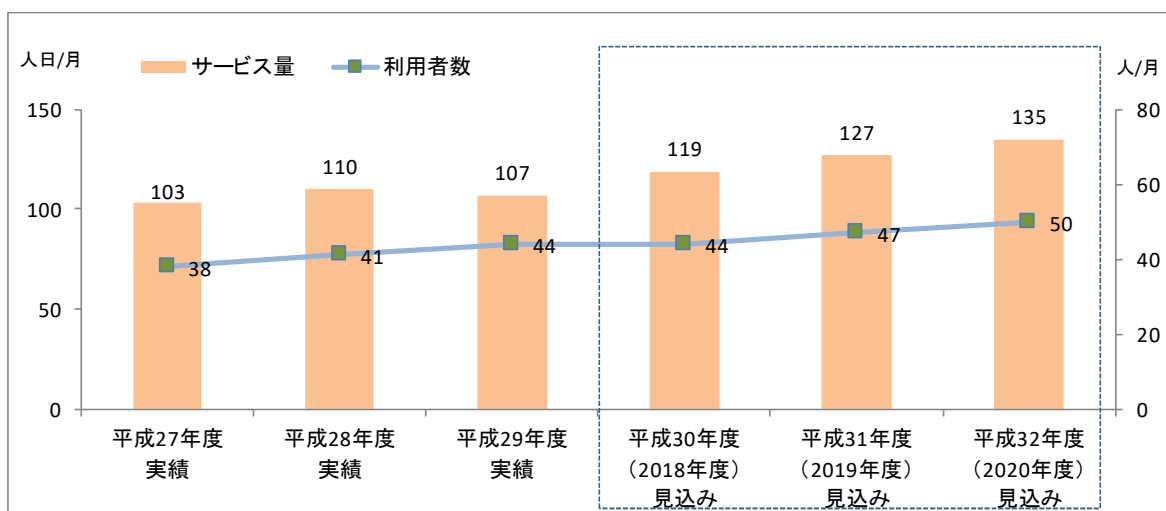
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成 27～28 年度の増加平均、利用量は平成 27～28 年度の 1 人当たりの利用量平均を見込む。

■「短期入所(福祉型)」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	38	41	44	44	47	50
サービス量	人日/月	103	110	107	119	127	135

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(8) - 2 短期入所 (ショートステイ) 【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

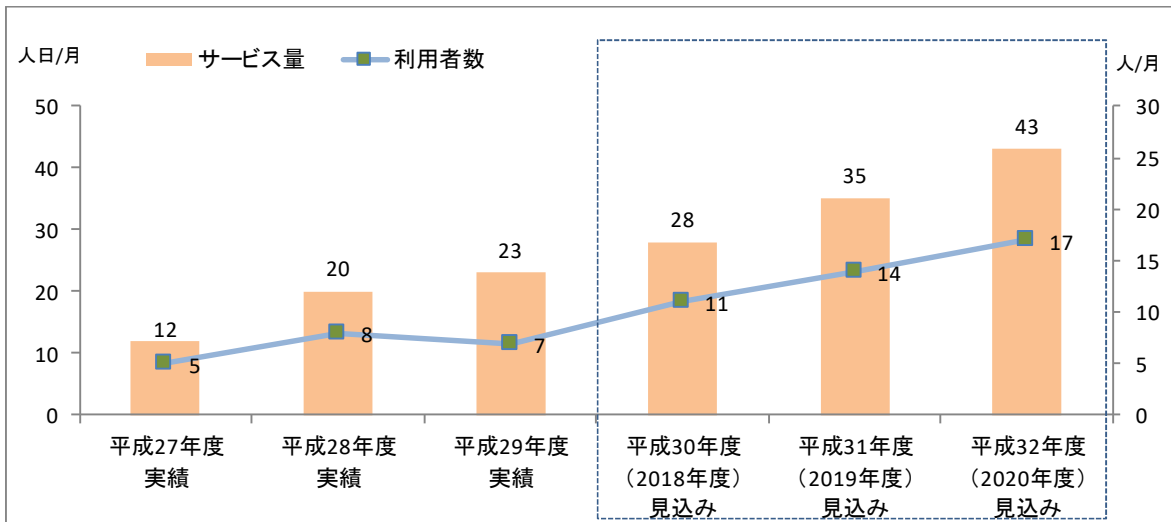
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成 27～28 年度の増加平均、利用量は平成 27～28 年度の 1 人当たりの利用量平均を見込む。

■「短期入所(医療型)」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	5	8	7	11	14	17
サービス量	人日/月	12	20	23	28	35	43

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス ※平成30年度から新設されるサービス
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

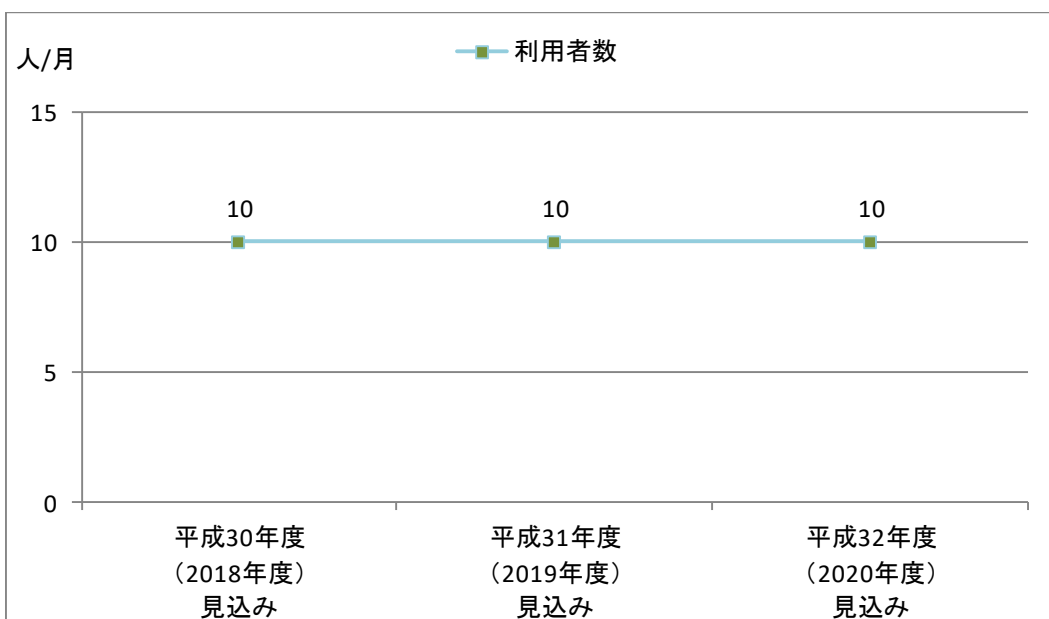
単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

共同生活援助及び施設入所支援の見込み量合計の1割程度を見込む。

■「自立生活援助」の見込み

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	10	10	10



(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活の援助を行う。 ※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）と一元化
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

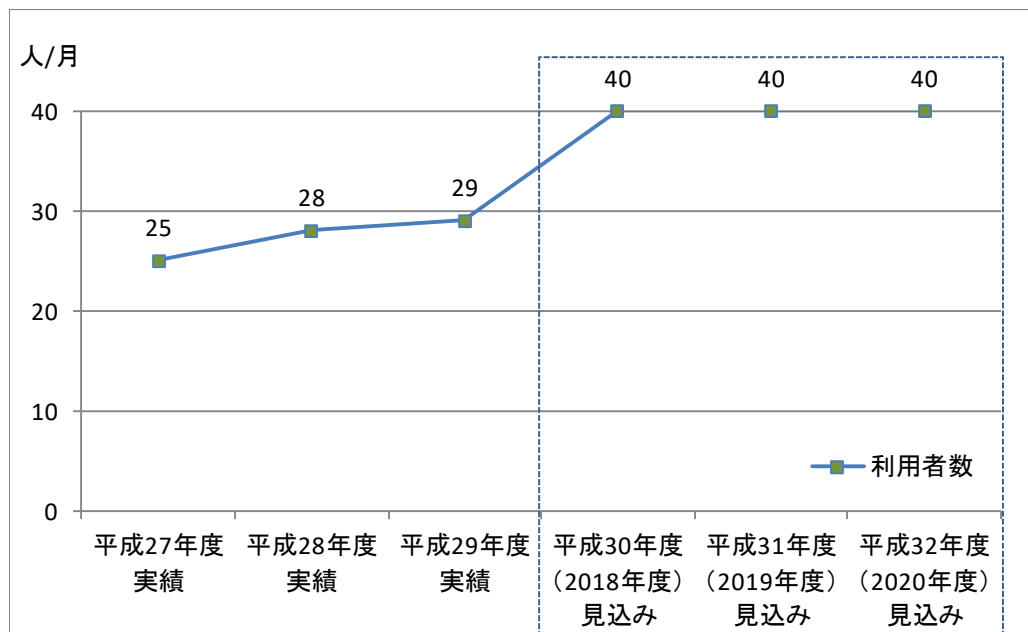
■第5期計画の見込量における推計方法

計画目標である地域生活移行者の動向や福祉に関するアンケート調査結果の結果を加味して、人数を見込む。

■「共同生活援助」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	25	28	29	40	40	40

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■必要量見込に関する国の基本指針

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 パーセント以上を削減することとし、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

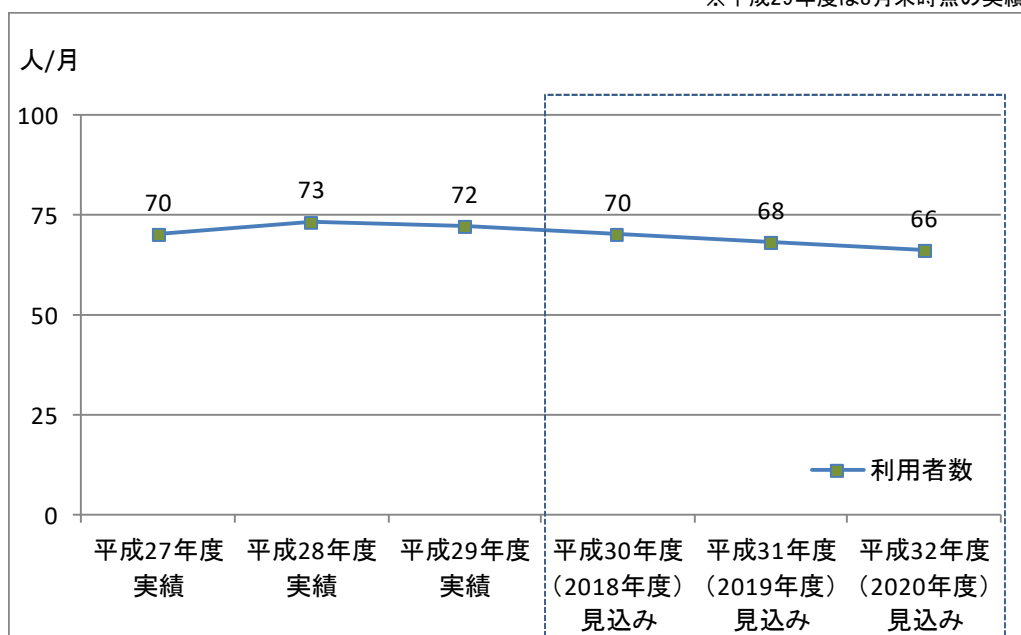
■第5期計画の見込量における推計方法

国指針に基づき平成 32 年度末に平成 28 年度 73 人から 9%以上減少するように設定。

■「施設入所支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	70	73	72	70	68	66

※平成29年度は8月末時点の実績



4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

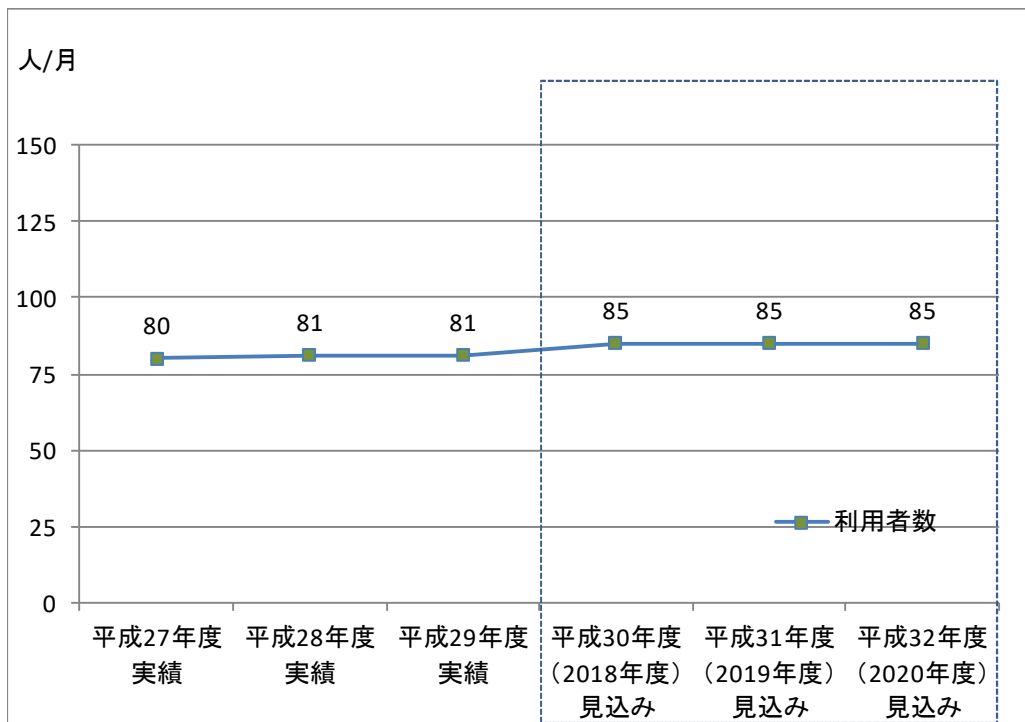
■第5期計画の見込量における推計方法

障害福祉サービスの利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定。

■「計画相談支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	80	81	81	85	85	85

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

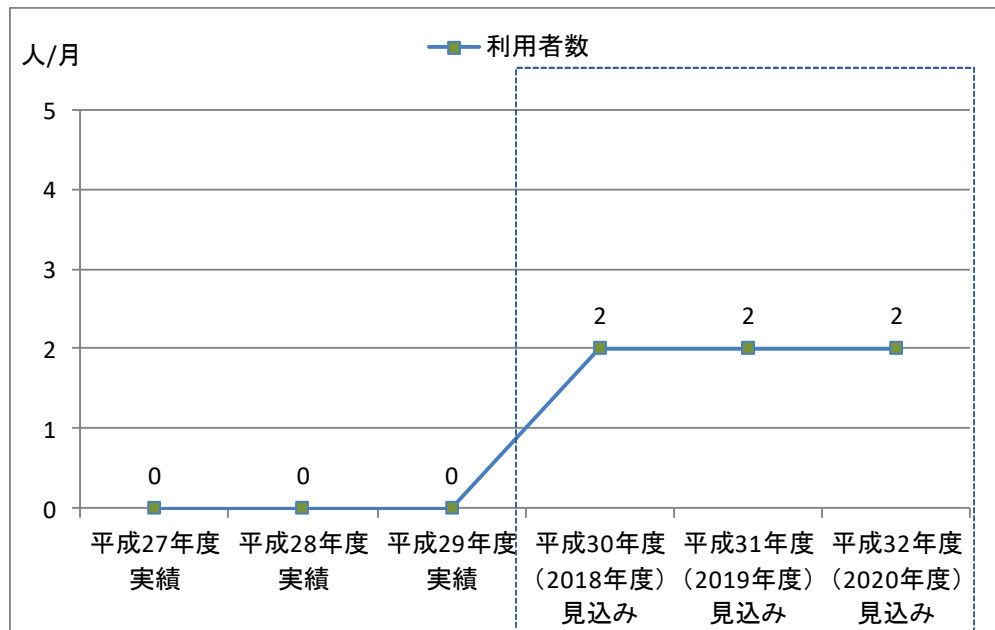
■第5期計画の見込量における推計方法

施設入所支援の平成32年度目標値66人想定に沿って見込む。

■「地域移行支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	0	0	0	2	2	2

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

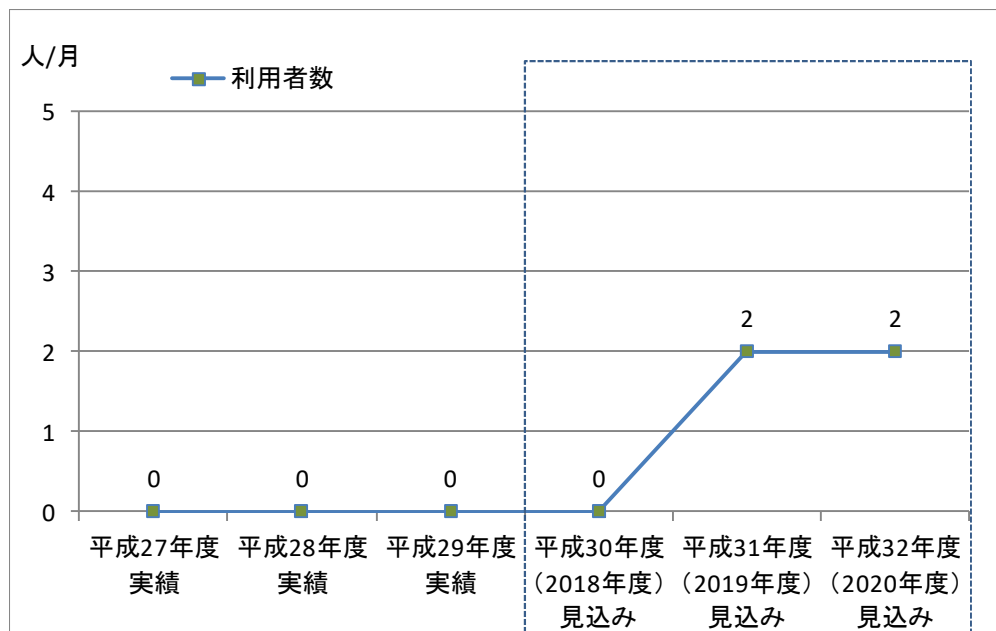
■第5期計画の見込量における推計方法

地域移行支援を経て地域生活を開始した者が対象として見込む。

■「地域定着支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	0	0	0	0	2	2

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

5. 障がい児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

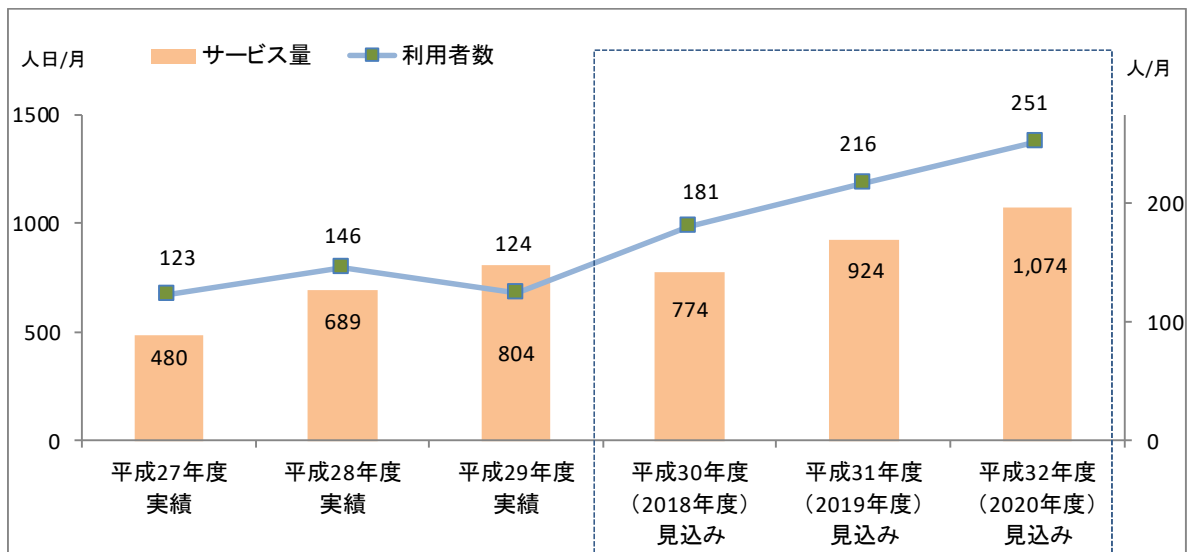
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成27～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「児童発達支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	123	146	124	181	216	251
サービス量	人日/月	480	689	804	774	924	1,074

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

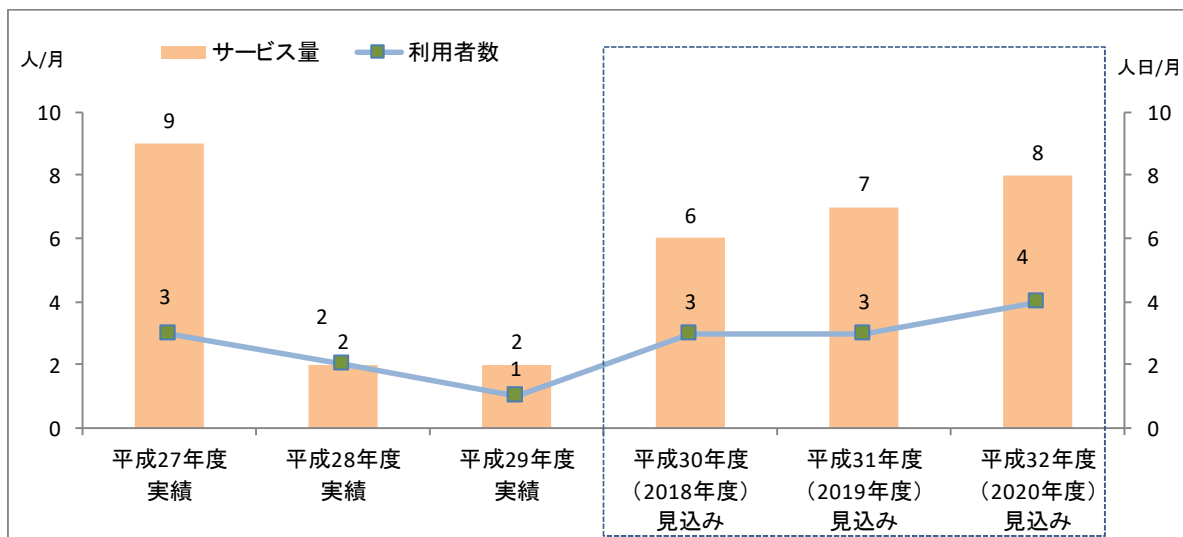
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成26～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「医療型児童発達支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	3	2	1	3	3	4
サービス量	人日/月	9	2	2	6	7	8

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(3) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行う。
---------	---

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

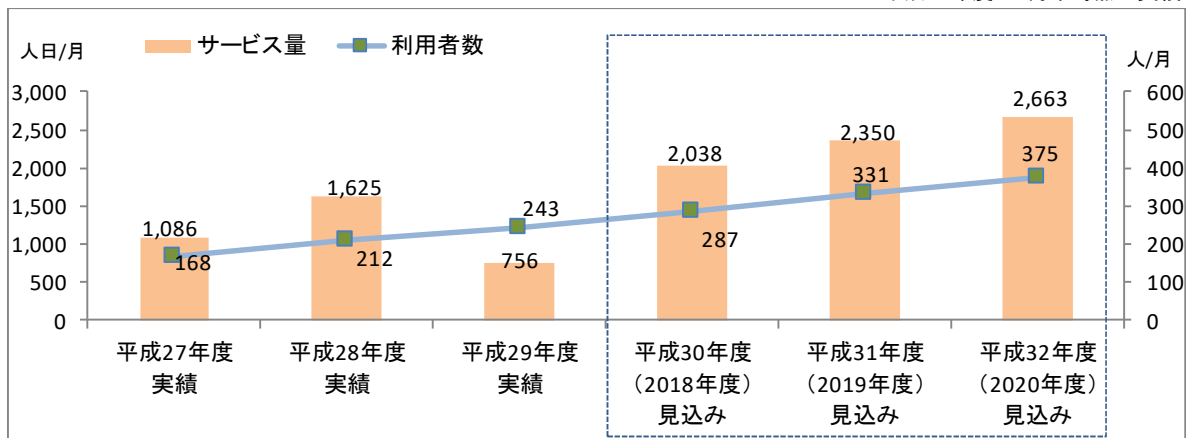
■第5期計画の見込量における推計方法

福祉に関するアンケート調査の利用意向を加味するとともに、利用人数は平成27～28年度の増加分、利用量は平成27～28年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「放課後等デイサービス」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	168	212	243	287	331	375
サービス量	人日/月	1,086	1,625	756	2,038	2,350	2,663

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(4) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

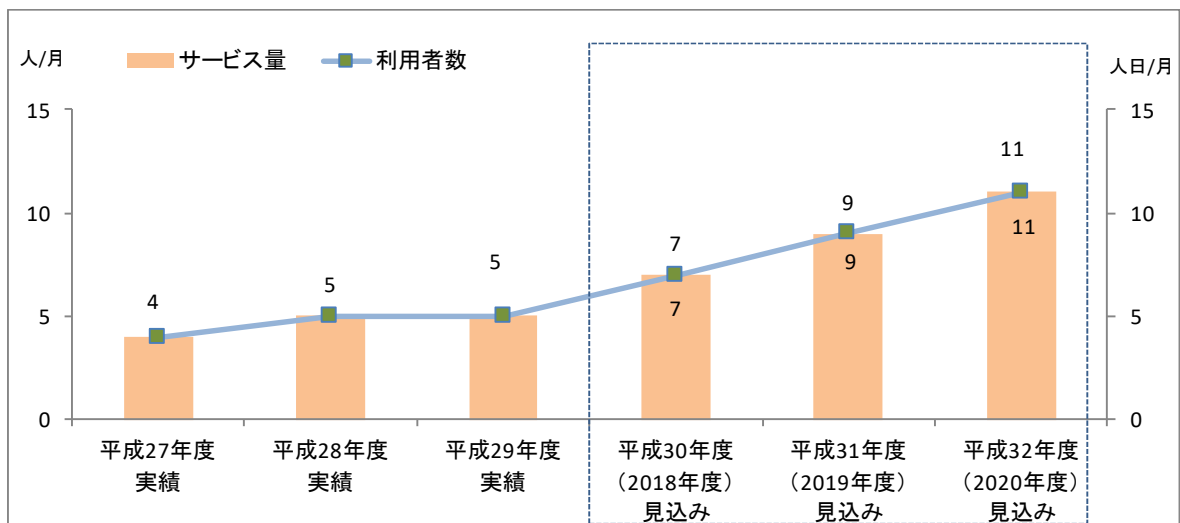
■第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成26～28年度の増加平均、利用量は平成26～28年度の1人当たりの利用量平均×利用人数を見込む。

■「保育所等訪問支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	4	5	5	7	9	11
サービス量	人日/月	4	5	5	7	9	11

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

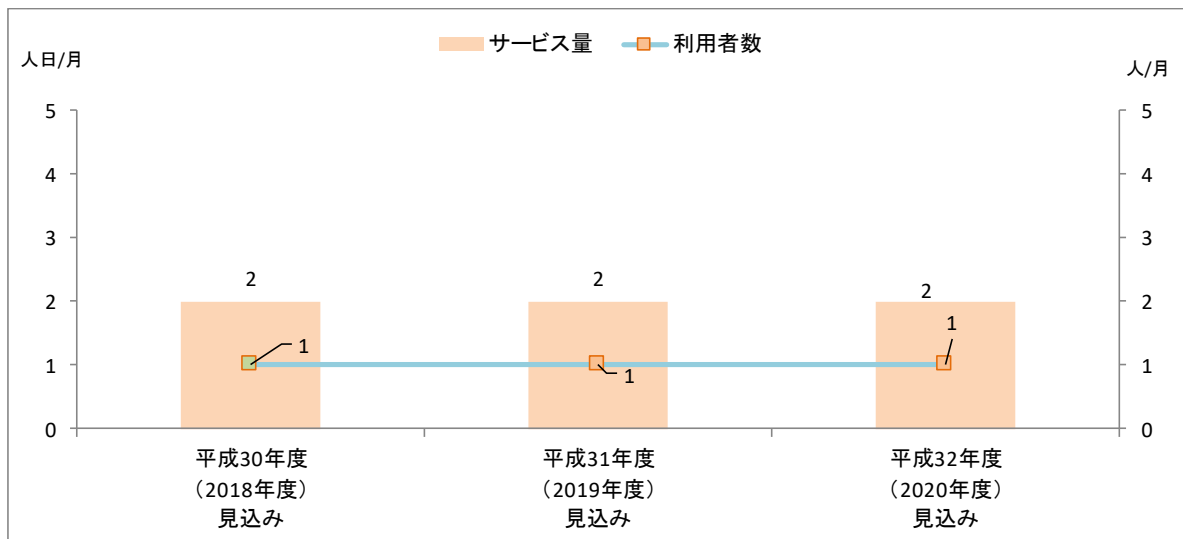
地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

重症心身障がい児のうち通所が困難であると判断される児童数を見込む。

「居宅訪問型児童発達支援」の見込み

	単位	第5期見込量		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	1	1	1
サービス量	人日/月	2	2	2



6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する
---------	---

必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

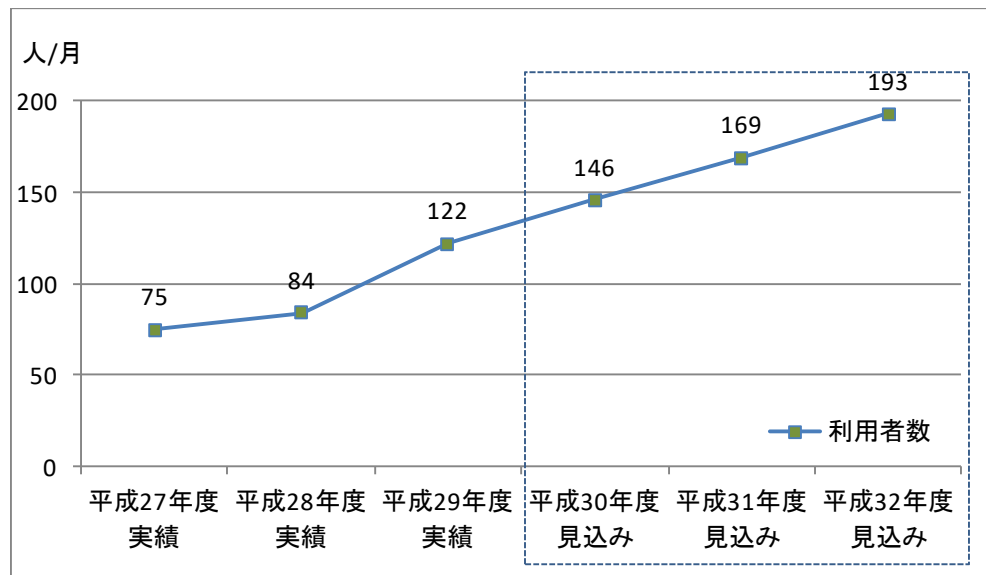
第5期計画の見込量における推計方法

利用人数は平成27～29年度の増加平均により設定。

「障害児相談支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	75	84	122	146	169	193

※平成29年度は8月末時点の実績



※平成29年度は8月末時点の実績

7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

サービスの概要	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターとして保健師を小学校区毎に配置する。
---------	--

■必要量見込に関する国の基本指針

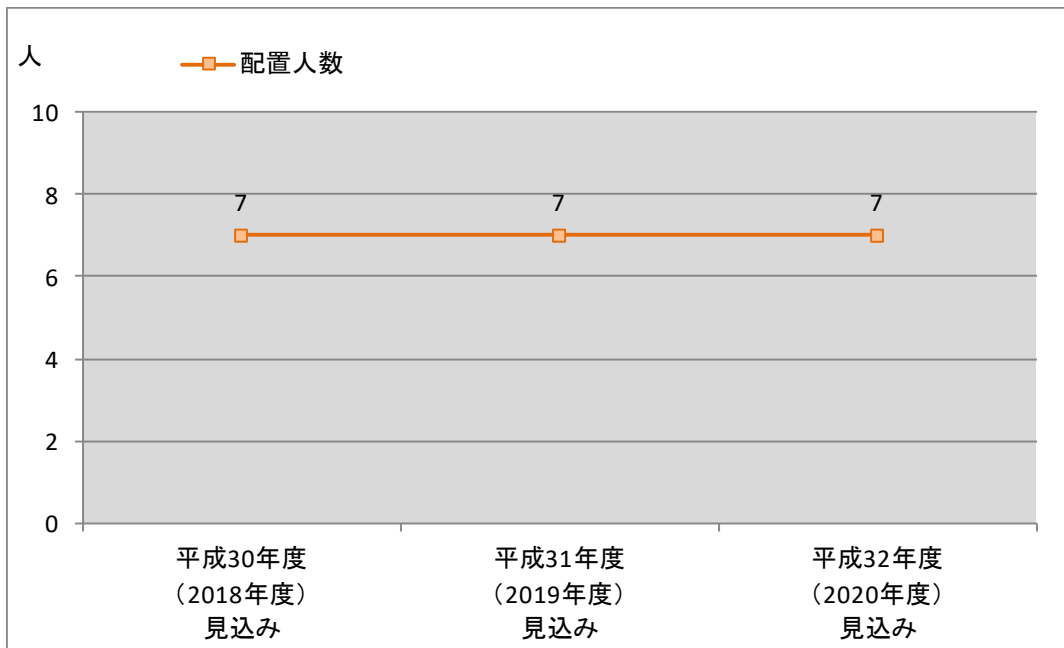
地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

■第5期計画の見込量における推計方法

医療的ケア児及び家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターとして保健師を小学校校区毎に配置（計7人）する。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数」の見込み

	単位	第5期見込量		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
配置人数	人	7	7	7



第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

1. 地域自立支援協議会

「地域自立支援協議会」は、菊池圏域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的協議の場として、平成21年度以降1箇所設置されています。「障害者総合支援法」に則って、地域自立支援協議会は、関係機関の連携の中核として、地域において障がいのある人の支援に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携を緊密化するとともに、地域の事情に応じた支援体制整備の協議を行う場として機能しています。

第5期計画では、中核的役割として、機能強化がさらに図られることが期待されています。

2. 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行います。

主な内容は、「福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）」、「社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）」、「社会生活力を高めるための支援」、「専門機関の紹介」などです。菊池圏域においては、

平成25年度に2カ所増えましたが、平成26年度からは5カ所となっています。

■「相談支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業 (菊池圏域)	カ所	5	5	5	5	5	5
地域自立支援協議会 (菊池圏域)	カ所	1	1	1	1	1	1

※平成29年度は8月末時点の実績

3. 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」においては、現在、市の窓口において高齢者や障がいのある人などに、成年後見制度利用相談を実施しています。

第5期計画においても、相談支援事業者での対応も含め、成年後見制度の利用促進を図ります。

■「成年後見制度利用支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用件数	人/年	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は8月末時点の実績

4. 意思・疎通支援事業

「意思・疎通支援事業」においては、聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣します。第4期計画中には一定のニーズがあり、第5期計画においても同程度の利用件数が見込まれます。

※意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がい者や発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。

■「意思・疎通支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用件数	人/月	375	291	未集計	201	201	201

※菊池圏域での年間の利用実績数

5. 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付等を行います。

(1) 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

毎年度、一定の利用があり、第5期計画においては、第4期計画と同程度の利用件数が見込まれます。

(2) 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。毎年度、一定の利用があり、第5期計画においては、第4期計画と同程度の利用件数が見込まれます。

(3) 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。毎年度、一定の利用があり、第5期計画においては、第4期計画と同程度の利用件数が見込まれます。

(4) 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽喉など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。平成28年度は利用が減少していますが、第5期計画においては、一定の利用件数が見込まれます。

(5) 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。利用は年々増加しており、第5期計画においても、利用件数の増加が見込まれます。

(6) 居住生活動作補助用具

「居住生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。毎年度、一定の利用があり、第5期計画においても、前期と同程度の利用件数が見込まれます。

■「日常生活用具費支給事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	4	8	3	4	4	4
自立支援用具	件	11	13	2	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	6	13	3	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	9	3	2	5	5	5
排泄管理支援用具	件	87	85	45	93	95	96
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	3	0	3	3	3

※平成29年度は8月末時点の実績

※排泄管理支援は年間の総件数/12(1ヶ月分=1件とカウント)

6. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。第4期計画期間内でも一定の利用があり、第5期計画においては、利用者数、利用量とも増加が見込まれます。

■「移動支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	9	9	8	11	13	15
サービス量	時間/月	89	80	83	79	90	103

※平成29年度は8月末時点の実績

7. 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」では、日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動の支援を行うもので、本市を含めた菊池圏域の4市町で事業を行っています。第5期計画においても、第4期計画と同様の設置数が見込まれます。

■「地域活動支援センター機能強化事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
実施か所数	カ所	4	4	4	4	4	4

※平成29年度は8月末時点の実績

8. 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」は、地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。毎年度、一定のニーズがあり、第5期計画においても、第4期計画と同程度の利用者数が見込まれます。

■「訪問入浴サービス事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
実利用者数	人/月	6	6	6	6	6	6

※平成29年度は8月末時点の実績

9. 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。

利用は増加傾向にあり、第5期計画においても、一定の利用者数が見込まれます。

■「日中一時支援事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	人/月	82	94	97	97	98	100

※平成29年度は8月末時点の実績

10. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

「自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業」は、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。第5期計画においても、一定の利用件数が見込まれます。

■「自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用件数	人/年	4	4	1	4	4	4

※平成29年度は8月末時点の実績

11. 福祉ホーム事業運営費助成

「福祉ホーム事業」は、障がいのある人を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させていただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。第5期計画では、ニーズに対応した体制を確保します。

■「福祉ホーム事業」の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用件数	人/件	1	1	1	1	1	1

※平成29年度は8月末時点の実績

第6章 サービス見込み量等確保のための方策

(1) サービス内容・利用方法等の周知徹底

国では、地域における共生社会の実現に向け、さまざまな障がい福祉制度の改革を進めています。このような中で利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えていくには、制度や障害福祉サービス等への理解を深めていくことが必要です。

本市では「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスや本市の地域生活支援事業を、障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの実施内容、利用手続きなどについて、市の広報紙やホームページなどを活用し、分かりやすく周知を図ります。

また、「障害者総合支援法」によるサービス提供体制についても、的確な情報提供に努めます。さらに、市役所の相談窓口で分かりやすい説明に努めるほか、サービス事業者や関係機関等との連携を強化して情報提供体制の拡充を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されています。今後も利用者が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

(3) 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

福祉施設に入所している人、または医療機関に入院している人が、その本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保について、事業者との連携のもと、基盤整備を進めていきます。

精神障害のある人が、入院生活から地域生活に円滑に移行できるよう、医療機関等との連携のもと、地域生活を支えるサービスの提供基盤の整備にも努めます。

また、障がいのある人が、サービスを利用しながら安心感の高い地域生活をおくることができるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

(4) 障がい者の就労支援

障がいのある人の就労を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を、関係する事業者との連携により進めていきます。

また、就労機会の拡大を図るため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

(5) 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など、生活に関わるあらゆる分野、領域にわたっています。このため庁内の関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、庁内各分野間の連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取組みを推進します。計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P（Plan 計画）D（Do 実行）C（Check 評価）A（Action 行動）サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行います。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会が一体となった包括的な生活支援体制の確立を図ります。

併せて、障がい福祉施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等との連携を強化するとともに、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取組みなど効果的な推進を図ります。

資料

合志市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属及び役職名	備考
信岡 幸彦 (委員長)	菊池郡市医師会副会長	保健・医療
藤木 賢二 (副委員長)	障害者支援施設くぬぎ園施設長	福祉団体
荘林 充和子	就労支援センターテクニカル工房 副施設長	福祉団体
横山 孝之	サンシャインワークス施設長	福祉団体
土井 章平	障害者支援施設野々島学園 副施設長	福祉団体
梅野 由美子	きくよう地域生活支援センター 精神保健福祉士・相談支援専門員	福祉団体
辻 るみ	合志市社会福祉協議会 障がい相談支援課長	福祉団体
三宅 信人	合志市民生・児童委員協議会連合会 東部民児協会会長	福祉団体
中島 栄治	合志市小中学校校長会代表 (西合志南中学校長)	学識経験者
弥頭 幾久男	合志市認可保育園連盟副会長 (西合志中央保育園理事長)	福祉団体
西村 亜圭未	合志市障害者親の会「虹の会」会長	福祉団体
建岡 秋男	合志市身体障害者福祉協議会会長	福祉団体
川上 美幸	熊本県北部障害者就業生活支援センターがまだす 主任就業支援ワーカー	福祉団体
坂本国 顕	合志市ボランティア連絡協議会会長	福祉団体
平上 真紀子	菊池保健所 保健予防課 主任技師	関係行政機関

第5期合志市障がい福祉計画 第1期合志市障がい児福祉計画

平成30年3月

編集 合志市 健康福祉部 福祉課

(庁舎移転のため平成30年5月2日まで)

〒861-1193 熊本県合志市御代志 1661-1 電話：096-242-1149

(庁舎移転のため平成30年5月7日から)

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 電話：096-248-1144

